

平成28年 第2回

身延町議会定例会会議録

平成28年6月 7日 開会

平成28年6月10日 閉会

山梨県身延町議会

平成 2 8 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 7 日

平成28年第2回身延町議会定例会（1日目）

平成28年6月7日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 報告第4号 平成27年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第5 議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定について
日程第6 議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第2号）
日程第8 議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第9 議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第10 議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第11 議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第12 議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第71号 財産の取得について
日程第15 議案第72号 財産の取得について
日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第17 議員派遣の件

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 6番 | 松浦 | 隆 |
| 7番 | 河井 | 淳 | 8番 | 福與 | 三郎 |
| 9番 | 草間 | 天 | 10番 | 川口 | 福三 |
| 11番 | 渡辺 | 文子 | 12番 | 伊藤 | 文雄 |
| 13番 | 深澤 | 勝 | 14番 | 野島 | 俊博 |

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.会議録署名議員(3人)

| | | | | | |
|-----|----|----|----|----|---|
| 13番 | 深澤 | 勝 | 1番 | 赤池 | 朗 |
| 2番 | 田中 | 一泰 | | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|------|------|------|------|------|---|------|-------|------|
| 町 | 長 | 望月仁司 | 副 | 町 | 長 | 望月幹也 | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 鈴木高吉 | 総 | 務 | 課 | 長 | 笠井祥一 | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 竹ノ内 | 強 | 政 | 策 | 室 | 長 | 佐野文昭 | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 村野浩人 | 税 | 務 | 課 | 長 | 佐野和紀 | | | | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 熊谷司 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 穂坂桂吾 | | |
| 観 | 光 | 課 | 長 | 柿島利巳 | 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 望月由香里 | |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 遠藤基 | 建 | 設 | 課 | 長 | 水上武正 | | | | |
| 土 | 地 | 対 | 策 | 課 | 長 | 埜村公文 | 水 | 道 | 課 | 長 | 望月真人 | | |
| 環 | 境 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 羽賀勝之 | 下 | 部 | 支 | 所 | 長 | 佐藤成人 |
| 身 | 延 | 支 | 所 | 長 | 佐野昌三 | 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 笠井喜孝 | |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 高野博邦 | | | | | | | |

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会議務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わし始めたいと思います。
ご起立をお願いします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。
平成28年第2回身延町議会定例会の開会にあたり、議員各位には定例会へのご参集に心から敬意を表する次第でございます。
提案されます諸議案については、いずれも重要な内容を有するものであります。慎重なご審議ならびに円滑な議会運営にご協力を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

13番 深澤 勝君
1番 赤池 朗君
2番 田中一泰君

を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

本定例会の会期は、本日から6月10日までの4日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。
（異議なし。の声）
異議なしと認めます。
よって、会期は本日から6月10日までの4日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会には報告、条例案および補正予算案等、計13案件が提出されています。
これらの説明のため本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。
なお、今定例会までに受理した請願はお手元に配布しました請願文書表のとおりです。請願は所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審議をお願いします。
次に3月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元の配布により報告としますのでご了承をお願い申し上げます。
以上で諸般の報告を終わります。

ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

おはようございます。

まずはごあいさつを申し上げる前に、このたびの熊本地方などを襲った地震により多大な被害が発生をいたしました。いまだ余震の続く被災地が一日も早く平和な生活に戻りますよう心から願ってやみません。この地震によりお亡くなりになられた皆様のご冥福をお祈りし、また負傷された皆さん、被災された皆さんには心からお見舞いを申し上げたいと存じます。

それでは議長より許可をいただきましたので開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに平成28年身延町議会第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには全員のご出席をいただきました。誠にありがたく御礼を申し上げます。

私は2期目の就任から3年と7カ月が経過いたしました。依然として厳しい財政状況が続いておりますが、こんなときこそ職員の和が必要であると思えます。

まず私ども身延町の行財政に直接影響が生ずる地方交付税について申し上げます。

平成28年度地方財政対策における地方交付税はリーマンショック以来、地方税収の減少対策として地方交付税に上乘せされている別枠加算が地方税収の動向を踏まえて平時モードへの切り替えの観点から廃止されたことにより地方交付税総額は昨年度より0.1兆円少ない16.7兆円となっております。また地方交付税の不足分を補てんする臨時財政対策債も約0.6兆円減少して約3.8兆円とされたため、交付税と臨時財政対策を合計した実質的な減額は0.9兆円となっております。

このように地方交付税が減額される中、本町におきましては合併の優遇措置であった合併算定替えが終了し段階的に減額をされ昨年度は約8千万円。本年度においては約1億円が減額される見込みであります。財政状況はさらに厳しさを増しますが町民の皆さんの福祉増進に努めるとともに最小の経費で最大の効果をあげるよう経費全般について徹底した節減、合理化を図り今後も効率的で持続的な財政運営を行っていきたくと考えております。

次に平成27年度一般会計および特別会計の決算処理についてであります。

平成27年度一般会計および特別会計の決算処理が5月末日付けで行われ、全会計において黒字決算となり平成27年度における会計事務が良好に完結したことをご報告申し上げます。

なお決算の詳細につきましては、9月定例議会にご説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

次に身延町長選挙についてであります。

去る5月17日、身延町選挙管理委員会が開催をされ、10月23日、任期満了となります身延町長選挙が9月27日 火曜日、告示。10月2日 日曜日、選挙期日とすることが決定をされました。

次に保育料の無料化事業および入園・入学祝金の支給についてであります。

本年度から総合戦略の一事業として実施しております身延町保育所利用者負担額表の第7階層までに該当する世帯の第2子以降の保育料について第1子の年齢にかかわらず無料とする本町の制度についての対象数は5月末現在63世帯63名であります。国、県の事業と合わせますと98世帯103名の子どもが保育料無料の対象となっており全体の半数に当たります。入園祝金1万5千円につきましては5月末現在の対象者25世帯、28名に対して42万円を支

給したところであります。また小中学校等入学祝金につきましても小学校に入学した児童71名に対して3万円の213万円を、中学校入学生徒70名に対し6万円の420万円を支給したところであります。これらの事業により子育て世帯の経済的負担を少しでも軽減し子育てのしやすい町を目指し出生率の向上、ならびに若い世代の移住定住促進等、町の少子化に歯止めをかけたいと考えておるところであります。

次に身延町特産あけぼの大豆でのまちおこしについてであります。

ご承知のとおり国の平成27年度補正予算により措置された地方創生加速化交付金事業として平成28年3月に発足した身延町あけぼの大豆振興協議会を主体に身延町特産あけぼの大豆による生産から加工、枝豆の収穫体験フェア開催等、さまざまな事業が町内で展開される予定であります。

事業の一環を申し上げますと現在、あけぼの大豆の種子の品質確保や安定生産に向けた研究事業として曙地区の矢細工に遊休農地を活用して試験圃場を確保し臨時職員の雇用、ならびにトラクターの新規購入などによる準備も整い、今年の作付けに間に合うようにと連日、圃場整備に鋭意努力しているところであります。

またあけぼの大豆を使って町を元気にする目的で地域おこし協力隊を2名募集中であります。協力隊の2名には直接あけぼの大豆の生産に携わっていただく予定であり、町の活性化の起爆剤になるような方がいらっしゃることを大いに期待をしているところであります。

いよいよ6月はあけぼの大豆の種まきが始まる時期となります。地球温暖化による天候不順により農作物の栽培は大変ではありますが、本町の活性化に向け官民共同で頑張っていきたいと思うところであります。

次に総合戦略しだれ桜の里づくり事業についてであります。

まち・ひと・しごと創生事業において観光資源の魅力アップと環境整備による観光産業の拡大に向け町のシンボルであるしだれ桜を町内全域へ植栽して町のイメージアップを図るしだれ桜の里づくり事業についてであります。本年度から町の中央部に位置し中部横断自動車道からのアクセスや見晴らしもよく多くの皆さんで賑わう富士川クラフトパークのサバイバルの森周辺へのしだれ桜の植栽を行う計画で予定地の支障木の伐採や整地、植栽工事の費用を今議会へ提案させていただいております。

今後もしだれ桜の里づくりに向け候補地を選定し事業を進めていく予定でありますので、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

次に丸滝宮の前団地宅地分譲事業についてであります。

丸滝宮の前団地宅地分譲事業の状況でございますが、平成26年6月から19区画の分譲を開始いたしました。本年6月1日現在の契約済みは6区画で、すでに3戸が完成をしております残り3区画につきましても順次着工されると把握をしております。また今後、契約見込みが3区画でございます。残りの10区画につきましては、総合戦略の移住定住者への支援制度の活用をPRするとともに移住相談会の会場においてもチラシを配布するなど早急に完売できるよう努めてまいります。

次に第67回県市町村対抗軟式野球大会についてであります。

5月13日から22日にかけての6日間、第67回県市町村対抗軟式野球大会が山日YBS球場を主会場として開催をされ、県下38チームによる熱戦が展開されました。本町からも代表チームが出場し初戦の忍野村にコールド勝ち。3回戦の笛吹市Bとの対戦では特別延長の末

に勝利をし、準々決勝では昨年の優勝チームであり昨年、一昨年と2年続けて決勝への進出を阻まれた宿敵昭和町に快勝をし、準決勝では中央市Bの粘りを継投でかわして決勝に勝ち進み優勝をかけた北杜Bとの対戦では、初回にあげた1点をチーム一丸となって最後まで守り抜き見事に悲願の初優勝を飾ってくれました。

チームはここ数年鍛えられ優勝の期待をしていましたが、合併後の身延町として初優勝に町民の皆さんとともに心からお祝いを申し上げたいと思います。

この快挙を成し遂げることができたのも選手の努力はもちろんですが、関係者の皆さんのご尽力とご協力に感謝を申し上げ、今後もスポーツ環境の充実にスポーツ振興に努めてまいります。

次に公共下水道の加入状況についてであります。

公共下水道の各戸の接続については平成28年5月末現在、中富処理区は加入戸数998戸で加入率65.2%、身延処理区は加入戸数423戸で加入率が52.1%、下部処理区は加入戸数61戸で加入率42.7%であります。

今後も引き続き加入率アップに向け、ご理解・ご協力をお願いするところであります。

次に平成28年第1回定例会以降の主な事業への参加について申し上げます。

3月15日、峡南地域保健医療推進委員会。

16日は身延町消防団新旧役員会。身延町簡易水道運営審議会。

18日には大村智先生ノーベル賞受賞記念祝賀会。

19日には身延中学校の閉校式。

20日には中富中学校、下部中学校の閉校式。

21日には久那土中学校の閉校式。

22日には峡南広域行政組合3月定例会。

23日は飯富病院正副組合長担当課長会議。

24日には富士山世界文化遺産協議会。

25日には峡南衛生組合定例議会。

29日には山梨県林業公社理事会。

30日には飯富病院定例議会。春の交通安全運動推進会議。

31日には退職者11名に辞令交付を行いました。

なお峡南衛生組合年度納め式、4月1日には採用職員9名に辞令を交付いたしました。それから身延町消防団辞令交付任命式を行いました。

4月3日には身延山大学、身延山高校入学式。

6日には小学校の入学式。

8日には身延中学校の開校式と入学式を行いました。

8日には峡南高校、身延高校入学式。

9日には総理大臣主催 桜を見る会、新宿御苑に招待をされ参加をいたしました。

10日、身延地区老人クラブ総会。

11日は身延町食生活改善推進委員定例議会。

12日はみのりの里まるたき竣工式。

13日には飯富病院臨時議会。

20日には中富地区初区長会。

2 1日には下部地区初区長会とあけぼの大豆振興協議会総会。
2 2日には身延地区初区長会。
2 5日には山梨県町村会正副会長相談役会議。それと市町村議会議長会。
2 6日には峡南地区植樹祭。
2 7日には中富地区保健推進委員の委嘱式。
2 8日は身延町の民生児童委員協議会総会。同じく体育協会の定期総会。
2 9日には峡南高校教育振興会総会。
5月7日には下部地区保健推進委員委嘱式。
9日には町民予算検討委員会委員委嘱式。
1 0日には町の臨時議会。
1 2日には峡南地域シルバー人材センター第1回の理事会。
1 3日には身延町PTA連合会定期総会。
1 4日には峡南地区母子寡婦福祉連合会の定期総会。
1 5日には中部横断自動車道長坂・八千穂間の総決起集会。
1 6日にはリニア中央新幹線建設促進山梨県期成同盟会総会。
1 9日には道路整備促進期成同盟会全国協議会。これは東京でございます。
2 2日の全国温泉サミットin東京。

それから23日の月曜日、関東地方道路行政に関する勉強会と関東国道協会通常総会。これも東京でございます。

2 4日には富士山環境美化清掃活動開始奉告祭。それと町の男女共同参画推進委員会委嘱式。それと身延町商工会通常総会。

2 5日、町のボランティア連絡協議会総会。

2 6日は青少年育成身延町民会議定期総会。

2 7日は町の老人クラブ連合会定期総会。それと身延地区保健推進委員委嘱式。それと県下戦没者慰霊祭。それと峡南交通安全協会総会。

3 0日と3 1日は平成28年度関東町村長トップセミナー、東京でございます。

6月1日、山梨県林業公社理事会。

4日は一色ホタルまつり。

以上、主なものについて報告をさせていただきました。

町では3月31日に定年退職者10名、中途退職者1名の11名が退職をしました。4月1日付けで新人9名を採用し新年度がスタートいたしました。経験豊かなトップクラスの職員11名の退職に対し新人9名の採用ですので、どうしても当初から昨年どおりとはまいりません。しかし私どもが自らの責任と判断で自らのまちづくりを行っていくことが求められております。一刻の立ち止まりも許されないことを肝に銘じ、職員全員が全力で頑張っておりまして町民の皆さんや議員の皆さんのご協力をお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

日程第4 報告第4号 平成27年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について町長から報告を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、繰越明許費繰越計算書について提案理由のご説明を申し上げます。

報告第4号 平成27年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成27年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告するものであります。

平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に報告第4号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

報告第4号 平成27年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について詳細説明をさせていただきます。

この件につきましては、平成28年第1回定例会におきまして繰越明許費の議決をいただいているものであります。

1ページをお開きください。

2款1項総務管理費の地方公共団体情報セキュリティ強化事業1,350万円を繰り越しました。605万円が国庫支出金、600万円が一般補助施設整備と事業債で残り145万円が一般財源であります。まち・ひと・しごと創生事業4,100万4千円を繰り越しました。4,087万6千円が地方創生加速化交付金で、12万8千円が一般財源であります。

2款3項戸籍住民基本台帳費の個人番号カード関連事業費交付金326万8千円を繰り越しました。324万8千円が国庫支出金で、2万円が一般財源であります。

3款1項社会福祉費の年金生活者等支援臨時福祉給付事業7,200万円を繰り越しました。7,200万円全額が国庫支出金であります。

2項児童福祉費の保育所利用者負担軽減に係るシステム改修事業99万4千円を繰り越しました。49万6千円が国庫支出金で、49万8千円が一般財源であります。

第2子以降保育料無料事業に係るアドオンツール開発事業30万3千円を繰り越しました。全額が一般財源であります。

6款1項農業費の県営中山間地域総合整備事業負担金645万円を繰り越しました。610万円が合併特例債で残り35万円が一般財源であります。

8款2項道路橋梁費の橋梁修繕事業1億251万7千円を繰り越しました。6,246万1千

円が国庫支出金、2,910万円が過疎対策事業債で残り1,095万6千円が一般財源であります。道路改良事業3,002万円を繰り越しました。1,835万9千円が国庫支出金、1,160万円が過疎対策事業債で残り6万1千円が一般財源であります。

11款1項農林水産業施設災害復旧費の林業施設災害復旧事業8,813万円を繰り越しました。7,773万円が県支出金、830万円が林業施設災害復旧事業債で残り210万円が一般財源であります。

繰越金合計は3億5,818万6千円で、未収入特定財源の内訳は国庫支出金が2億8,122万円、地方債6,110万円であります。

以上、報告第4号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第5 議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、身延町簡易郵便局設置条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定についてであります。

身延町簡易郵便局設置条例の議案を提出する。

平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

日本郵便株式会社と委託契約により、簡易郵便局を開設し郵便業務等を行うにあたり簡易郵便局設置条例を制定する必要性が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第62号の詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定について説明をさせていただきます。

普通地方公共団体は住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため、さまざまな公共施設を設置し運営をしております。

この公の施設の設置、管理につきましては地方自治法第244条の2で普通地方公共団体は法律、またはこれに基づく政令に特別な定めがあるものを除くほか公の施設の設置および、その管理に関する事項は条例で定めることと規定をされております。

本町では簡易郵便局法に基づき日本郵便株式会社と委託業務契約を締結し業務を行っている

簡易郵便局が大須成簡易郵便局、曙簡易郵便局、共和簡易郵便局の3カ所ございますので条例の制定をお願いするものでございます。

2ページをお開きください。

第1条は簡易郵便局の設置の根拠について規定をするものでございます。

第2条は本町の簡易郵便局3カ所の名称、位置を規定するものでございます。

第3条は委任に関する規定でございます。

以上で議案第62号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第6 議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の議案を提出するものであります。

平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由

地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布・施行されたことに伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じた。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第63号の詳細説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

それでは議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例案は現行条例2本を一括改正する内容となっております。4ページをご覧ください。

まず改正規定の第1条は身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する規定です。

改正の内容は、同条例第82条第6項の表中に指定地域密着型通所介護事業所という文言を加えるものです。

この第82条につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業員の員数等の基準を規定しているものですが、当該事業所に配置される看護職員が一定の条件のもとで兼務できる施設等の種類に「指定地域密着型通所介護事業所」を加えるというものであります。

次に改正規定の第2条は身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する規定です。

改正の内容は先ほどの第1条の改正規定と同様の趣旨で、第44条第6項の表に「指定地域密着型通所介護事業所」という文言を加える改正を行い、指定地域密着型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に配置される看護職員が一定の条件のもとで兼務できる施設等の種類に「指定地域密着型通所介護事業所」を加えるというものです。

もう1点は第86条中の改正です。この第86条は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の基準にかかわり他の条項を準用する旨を規定しています。今回の改正部分は準用対象の第39条のうち第5項を除く旨を規定いたします。これは当該第5項の規定内容が指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業の基準としてそぐわないため、準用対象から除外するというものです。

最後に本条例につきましては、附則の規定のとおり公布の日から施行することといたします。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第7 議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第8 議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第9 議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第10 議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第12 議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算（第1号）

日程第13 議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上の7議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、平成28年度の補正予算案件7件について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第2号）についてであります。

平成28年度身延町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,952万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億6,443万8千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分および当該区分ごとの金額、ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

次に議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度身延町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ120万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億8,865万2千円とする。

以下につきましては、省略をさせていただきます。

次に議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度身延町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,868万9千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

平成28年度身延町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ218万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,332万8千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について

であります。

平成28年度身延町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億2,301万1千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

次に議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成28年度身延町の農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,136万円とする。

以下は省略をさせていただきます。

最後に議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

平成28年度身延町の下水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ296万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,821万3千円とする。

以下は省略をさせていただきます。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をいたさせますのでよろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長(野島俊博君)

次に議案第64号から議案第70号までの詳細説明を求めるわけですが議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第70号の詳細説明は省略します。

はじめに議案第64号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算について詳細説明をさせていただきます。

5ページをご覧ください。

第2表 地方債補正ですが合併特例事業債はしだれ桜の里づくり支障木伐採工事等に1,900万円、林道折八古関線法面復旧工事の財源組み替え費として600万円を充当するために追加計上いたしました。

8ページをご覧ください。

歳入ですが15款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金に549万5千円を計上いたしました。これは換地計画策定業務等に関わる中山間地域総合整備事業補助金の増額であります。

19款1項1目繰越金に381万2千円を計上いたしました。前年度からの繰越金であります。

20款4項1目雑入の16節コミュニティ助成事業助成金に460万円を計上いたしました。コミュニティ助成事業助成金は財団法人 自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として助成金を交付するもので豊岡夏まつり実行委員会と清住町区に対する補助金であります。

21款1項2目農林水産業債、2節林業債に2,500万円を計上いたしました。これは第2表 地方債補正で説明いたしました事業に充当するものであります。

次に歳出であります。9ページをご覧ください。

今回の補正予算につきましては、4月1日の定期人事異動に伴う人件費の補正を各科目でさせていただきますので、よろしくご理解をお願いいたします。

2款1項1目一般管理費の14節に281万8千円を計上いたしました。これは地方公共団体情報セキュリティ対策に伴うサーバーリース料であります。

15節に981万7千円を計上いたしました。これにつきましても地方公共団体セキュリティ対策に伴うネットワークの分離工事費であります。

19節に51万5千円を計上いたしました。これは地方公共団体セキュリティ対策に伴い峡南5町において峡南広域計算センターに設置する資産管理用のサーバー等の負担金であります。

2目文書広報費の19節に67万2千円を計上いたしました。これは各地区が管理する有線放送施設を整備する事業に対する補助金で事業費の2分の1を補助するものであります。波木井区が23万5千円、切石区が10万円、西嶋区が33万7千円であります。

10ページをご覧ください。

4目企画費の19節に460万円を計上いたしました。コミュニティ助成事業補助金は財団法人 自治総合センターが宝くじの社会貢献事業として助成金を交付するもので豊岡夏まつり実行委員会が230万円、清住町区が230万円であります。

9目まち・ひと・しごと創生事業費の13節に86万4千円を計上いたしました。丸滝宮の前団地東区画の開発申請業務の委託であります。

15節に2千万円を計上いたしました。これはクラフトパーク内の1.5ヘクタールをしだれ桜の里づくり事業として支障木伐採および整地、ならびに植栽を行うものであります。

12ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費の28節を71万1千円増額いたしました。人事異動に伴う国民健康保険特別会計繰出金の増額であります。

3目高齢者福祉費の28節を215万5千円増額いたしました。人事異動に伴う介護保険特別会計繰出金の増額であります。

4目老人医療費の28節を62万6千円増額いたしました。これも人事異動に伴う後期高齢者医療特別会計繰出金の増額であります。

6目高齢者保養施設費の7節を83万4千円減額いたしました。これは門野の湯の臨時職員賃金をシルバー人材センターへの委託へ切り替えるための減額であります。

13ページをご覧ください。

3款2項6目静川保育所費の11節を55万2千円増額いたしました。これは施設内の電話回線システムの修繕費であります。

4款1項1目保健総務費の7節に271万5千円を計上いたしました。保健師1名分の賃金

であります。

14ページをご覧ください。

4款3項1目簡易水道運営費の28節を511万7千円減額いたしました。これは簡易水道事業特別会計の公債費に充当する財源の組み替えによる繰出金の減額であります。

5款1項1目労働諸費の13節を90万6千円増額いたしました。これは高齢者保養施設の臨時職員賃金をシルバー人材センターへの委託料へ切り替えるための増額であります。

6款1項3目農業振興費の19節を3万円増額いたしました。これはあけぼの大豆振興協議会への運営費負担金であります。

4目農林土木費の8節を79万2千円増額いたしました。これは中山間地域総合整備事業にかかる圃場整備換地委員の報償費であります。

13節を470万3千円増額いたしました。これは中山間地域総合整備事業にかかる圃場の整備計画作成業務の委託料であります。

8節、13節ともに全額県からの補助金であります。

15ページをご覧ください。

6款2項2目林業振興費の13節に27万7千円を計上いたしました。これは大磯小磯地区、釜額地区の松くい虫被害木の伐採業務委託料であります。

3目林業土木費の15節につきましては第2表 地方債補正で説明いたしました合併特例債の充当に伴う財源の組み替えであります。

7款1項2目消費者保護費の4節に22万円、7節に129万1千円を計上いたしました。これは消費生活の改正による消費生活相談員の設置に伴う共済費および賃金であります。

2項1目観光費の13節を38万4千円増額いたしました。これは本栖湖いこいの森キャンプ場内の倒木の恐れがある危険木の撤去委託料であります。

19節を15万2千円増額いたしました。身延山大学が策定しましたバリアフリー防災マップの増刷費用に伴う補助金であります。

16ページをご覧ください。

6項1目下水道総務費の28節を383万7千円減額いたしました。人事異動に伴う下水道事業特別会計、農業集落排水事業等特別会計への繰出金の減額であります。

17ページをご覧ください。

10款2項5目原小学校管理費の18節を18万円増額いたしました。原小学校への寄附金により高圧洗浄機および草刈機の購入費用であります。

13目原小学校教育振興費の18節を12万円増額いたしました。原小学校への寄附金によりカラー竹馬、竹馬の整理台、一輪車練習補助器の購入費用であります。

10款3項4目身延中学校教育振興費の11節につきましては、身延中学校への寄附金による需用費の財源組み替えであります。

19ページをご覧ください。

10款6項4目身延学校給食費の18節に367万2千円を計上いたしました。これは給食センターの炊事器具が壊れたため買い替えるものであります。

以上、議案第64号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時20分

○議長（野島俊博君）

それでは休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次に議案第65号の詳細説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（熊谷司君）

議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の詳細説明をさせていただきます。

歳入から説明させていただきます。6ページをお開きください。

4款2項3目制度関係業務準備事業費補助金の49万2千円の増額につきましては歳出の総務費、13節の委託料に対しての国庫補助金です。

10款1項1目一般会計繰入金につきましては、人件費の補正に伴うものですので省かせていただきます。

次に歳出を説明します。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の2節、3節、4節は人件費の補正に伴うものですので省かせていただきます。

13節委託料の49万2千円の増額につきましては、国民健康保険の制度改正に伴う業務システムの改修費を計上したものです。

以上で国民健康保険特別会計の補正予算の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

次に議案第68号の詳細説明を求めます。

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。

予算書6ページをお願いいたします。

2款1項1目簡易水道負担金、1節加入者負担金につきましては国道300号落石対策事業および県道身延線共同溝事業に関わる山梨県からの水道管移設受託工事負担金であり38万8千円を追加補正するものであります。

内容につきましては、歳出でご説明をさせていただきます。

5款1項1目簡易水道一般会計繰入金、1節水道事業費繰入金32万9千円増。2節公債費繰入金54万6千円減につきましては、人件費増減に伴う補正であります。

次に歳出について説明をさせていただきます。7ページをお願いいたします。

1款1項1目15節工事請負費につきましては、先ほど歳入で申し上げましたが国道300号落石対策事業に伴う上之平地内の送配水管切り回し工事33万8千円。県道身延線共同溝事業に伴う身延地内配水管切り回し工事費が50万円。計38万8千円の増額補正で

あります。

3款1項1目元金につきましては1款1項1目簡易水道管理費一般財源544万6千円減に伴う財源組み替えでございます。

以上で議案第68号の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第14 議案第71号 財産の取得について

日程第15 議案第72号 財産の取得について

以上2議案は財産の取得に関する議案ですので、一括して議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、財産の取得について提案理由のご説明を申し上げます。

まず議案第71号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて議会の議決を求めるものでございます。

記

1. 財産の種類 動産（消防用備品）でございます。
2. 物品名および数量 軽四輪駆動消防積載車3台でございます。
3. 契約の方法 指名競争入札による契約でございます。
4. 購入の金額 1,120万3,830円でございます。
5. 購入先 山梨県南巨摩郡身延町常葉322-1
有限会社 下部自動車 代表取締役 切金修司

平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由につきましては、身延町消防団消防車両代替計画に基づき身延町消防団に配備された小型動力ポンプ積載車を更新する必要性が生じた。

については地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

次に議案第72号 財産の取得についてであります。

下記の財産を取得することについて議会の議決を求めるものであります。

記

1. 財産の種類 動産（消防用備品）
2. 物品名および数量 普通消防積載車1台
3. 契約の方法 指名競争入札による契約でございます。
4. 購入の金額 723万194円

5. 購 入 先 山梨県山梨市万力827-2
三和防災株式会社 代表取締役 廣瀬力
平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

身延町消防団消防車両代替計画に基づき、身延町消防団に配備された小型動力ポンプ積載車を更新する必要が生じた。

については地方自治法第96条第1項第8号および身延町議会議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 の範囲を定める条例第3条の規定により、当該財産の取得にあたり議会の議決が必要であります。

これがこの議案を提出する理由であります。

以上であります。

なお、詳細につきましては担当課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

次に議案第71号、議案第72号の詳細説明を求めます。

財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

議案第71号 財産の取得について詳細説明をさせていただきます。

この財産の取得は、町内に配備してあります消防積載車を身延町消防団消防車両代替計画に基づき更新するものであります。

配備する場所といたしましては身延第3分団第2部 横根中地区、下部第2分団第3部 水船地区、下部第3分団第1部 古関地区の3カ所であります。

契約の方法であります指名競争入札による契約であります。

2枚目の議案第71号関係資料をご覧ください。

買入れようとする財産は軽四輪駆動消防積載車3台であります。

予定価格は消費税・諸経費を含む1,205万6,257円であります。

入札年月日は平成28年5月24日であります。

入札場所は身延町役場本庁舎2階会議室であります。

入札参加者につきましては記載してあります7社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧ください。

落札者は有限会社 下部自動車で落札額は消費税・諸経費を含んだ1,120万3,830円で5月24日、仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成28年11月30日。納入場所につきましては、身延町役場総務課であります。

以上、議案第71号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

続きまして議案第72号 財産の取得について詳細説明をさせていただきます。

この財産の取得につきましても町内に配備してあります普通消防積載車を身延町消防団消防車両代替計画に基づき更新するものであります。

配備する場所といたしましては下部第3分団第3部 根子地区であります。

契約の方法であります指名競争入札による契約であります。

買入れようとする財産は普通消防積載車1台であります。

予定価格は消費税・諸経費を含む792万9,632円であります。

入札年月日は平成28年5月24日であります。

入札場所は身延町役場本庁舎2階会議室であります。

入札参加者につきましては記載してあります9社であります。

入札金額、入札率はそれぞれ記載してあるとおりでありますのでご覧をください。

落札者は三和防災株式会社で落札額は消費税・諸経費を含んだ723万194円で5月24日、仮契約を締結いたしました。

なお、納入期限は平成28年10月31日。納入場所につきましては、身延町役場総務課であります。

以上、議案第72号の詳細説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

以上で町長の提案理由と担当課長の詳細説明が終わりました。

日程第16 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

ご指名をいただきましたので、人権擁護委員候補者の推薦について提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

人権擁護委員の候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町古関1676番地

氏 名 春澤政志

生年月日 昭和28年3月5日

平成28年6月7日 提出

身延町長 望月仁司

提案理由を申し上げます。

平成28年9月30日に春澤政志委員の任期が満了するので、その後任委員を推薦したい。これが議会の意見を求める理由であります。

以上、諮問につきましては、候補者を10月1日付けの法務大臣委嘱に向け7月15日までに法務大臣に推薦する必要があることから本定例会に提案をさせていただきました。よろしくご審議の上ご同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（野島俊博君）

提案理由の説明が終わりました。

なお、本案については人事案件のため詳細説明、質疑、討論は省略します。

次に質疑を行います。

議案第62号から議案第65号、議案第68号、議案第71号および議案第72号については各常任委員会に付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めておいてください。

日程第4 報告第4号 平成27年度身延町一般会計繰越明許費繰越計算書について質疑を行います。

質疑はありませんか。

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

27年度の一般会計繰越明許費が10事業において繰り越されているという状況でございます。この中で制度上やむを得ず繰り越したという部分もあろうかと思えますけれども、事情により事業が推進できないために繰り越さざるを得ないという部分があるのか、ないのか。あるとしたらその原因は何なのかをお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

財政課長。

○財政課長（村野浩人君）

お答えいたします。

事情によりやむを得なく繰り越したものは11の災害復旧債の関係であります。農林水産業施設の災害復旧事業であります。これにつきましては3月の補正で変更、標準の工事日数が確保できないため繰り越したものであります。あとのものにつきましては3月補正で国の27年度補正予算で予算化され繰り越されるため、町も繰り越すものであります。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでありますので終結とします。

日程第5 議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定について質疑を行います。

質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私、教育厚生でこれについて質問が今できないと思いますのでちょっとさせていただきます。

全協の中でもちょっと説明をいただいたわけですが、この3局のそれぞれの職員2名のうちには経験者が含まれているというふうな話でしたけれども、経験者はそれぞれ1名ずつなのか。あるいは2名とも経験者なのか。つまり共和郵便局のときにはたしか3名くらいの局員がいて、それぞれが経験者だったというふうに記憶しておりますのでその点をお聞きします。

それから共和簡易郵便局については保険契約の維持管理、それから簡易生命保険の管理業務ということが付け加えられておりますけれども、大須成、曙においてはこの業務がない理由をお聞きします。何か聞くとお聞きするところによりますとこの保険の仕事は結構良い実入りになるというふうなことを聞いておりますので、その点についてお伺いします。

それからこれは中富地区だけの簡易郵便局3局でございますけれども、その他の地域からはこういう要請というか簡易郵便局設置についての要請等はないのかどうか、その点についてもお聞きします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますけれども、職員については経験者なのかということでございますけれども、議員さんおっしゃいますとおりそれぞれ2名ずつお願いをしております、共和につきましても3名でございますけれども経験者の方をお願いしております。

2点目の生命保険契約維持、それから簡易保険の保険管理業務等を大須成、それから曙簡易郵便局ではしていない理由ということでございますけれども、これにつきましては業務の委託契約の中にその業務が謳っていないということでございますけれども、業務契約を締結するときなぜ謳っていなかったのかということにつきましてはその地区、両簡易郵便局につきましては、比較的そういった業務の取り扱いが少なかったということだと理解をしております。

続きまして3点目でございますけれども、他の地区について要請があるのかということでございますけれども、この簡易郵便局が開設できる条件といたしまして普通の郵便局が開鎖となるか、または簡易郵便局が一時閉鎖となっている地域について受託を日本郵便株式会社のほうで募集をするということになっておりまして、現在、山梨県内では簡易郵便局の募集は行っておりません。他の地区からの要請についても現在はございません。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第62号の質疑を終わります。

日程第6 議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑はありますか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第63号の質疑を終わります。

日程第7 議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第2号)の質疑を行います。
質疑はありませんか。

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

12ページに高齢者保養施設費の賃金、臨時職員賃金83万4千円が減額になっておりまして14ページの労働費、労働諸費のシルバー人材センターに委託するというので90万6千円が計上されておりますけども、臨時職員よりもシルバー人材センターのほうが高いということで、このへんはどういう選択をされたのか、その点についてお伺いいたします。

○議長(野島俊博君)

身延支所長。

○身延支所長(佐野昌三君)

お答えいたします。

門野の湯の受付業務、それから清掃業務につきましては常時2人体制で行っております。これは平成27年度までは臨時職員3人のうち1人が常勤、2人が3日ずつの交代で勤務をしておりましたが、その交代の勤務の職員のうち1人が3月末で退職をいたしました。そのためにその後任を探す時間的余裕がなかったために、その代わりにシルバー人材センターに委託をしたものでございます。このために賃金を減額しまして労働諸費を増額いたしました。差額が発生している主な原因ですけれども臨時職員の1日単価が6千円。それからシルバー人材センターに委託しますと1日6,710円かかります。これは6,100円に10%の事務費が加算されるためにこうした差額が出るわけですけれども、そうしたことが差が出る要因でございます。

以上です。

○議長(野島俊博君)

芦澤君。

○5番議員(芦澤健拓君)

大体内容は分かったんですけども、今後、臨時職員に替えるということではなくてずっとシルバー人材センターでやるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長(野島俊博君)

身延支所長。

○身延支所長(佐野昌三君)

今のところシルバー人材センターにお願いする予定でございます。

以上です。

○議長(野島俊博君)

他に質疑はございますか。

(な し)

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第64号の質疑を終わります。

日程第8 議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第65号の質疑を終わります。

日程第9 議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第66号の質疑を終わります。

日程第10 議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第67号の質疑を終わります。

日程第11 議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第68号の質疑を終わります。

日程第12 議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第69号の質疑を終わります。

日程第13 議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。
以上で議案第70号の質疑を終わります。

日程第14 議案第71号 財産の取得について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第71号の質疑を終わります。

日程第15 議案第72号 財産の取得について質疑を行います。

質疑はありませんか。

柿島君。

○4番議員(柿島良行君)

議案第72号の普通消防積載車1台購入についてでございますけれども、議案第71号で積載車の軽の四輪駆動の議案が提出されておりますけれども、この軽と比較をすると金額的に約1台が軽のほうが370万円ぐらい、普通車になりますと720万円というので約倍ぐらいの金額になるわけですが、たぶんこれは小型動力ポンプ積載車と、両方ともということで積載車、小型動力ポンプは1台を積載するというところでございますけれども、この普通車にするメリット、金額が倍になるわけですが普通車にするメリットはどんなものがあるのかということが第1点。

第2点は資料の中にありますけれども、入札参加者の一覧表の中で金額が出ている入札者、それから辞退した業者、最後に丸善自動車工業が失格となっておりますけれども、このへんどういうものなのか、ちょっと説明を願いたい。

以上です。

○議長(野島俊博君)

総務課長。

○総務課長(笠井祥一君)

普通の積載車のメリットということでございますけれども、これにつきましては、消防団員が安全に現場まで行くためにはやはり普通車のほうが大勢、団員も乗れること。座席が確保できるということで普通車を入れていることがあると思います。軽につきましても本町は、非常に狭隘な道路状況なんかもありますので、特にそういったところについてはやはり軽を装備しなければいけないという状況もございますけれども、この普通車についてはその団員の安全確保という面で普通車を導入しているところでございます。

以上です。

○議長(野島俊博君)

財政課長。

○財政課長(村野浩人君)

先ほどの丸善自動車工業の失格の件でございますが、丸善自動車工業につきましては時間までにこちらのほうに見えなかったということでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

他に質疑はございますか。

（ な し ）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第72号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

お手元に配布しました議案付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思いますがこれにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって付託表のとおり各常任委員会に付託します。ご審議よろしくお願いをいたします。

日程第17 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配布したとおり派遣することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

議員派遣の件は、配布したとおり派遣することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事日程を終了します。

午後からは現地調査となっていますので、よろしくお願いをいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わりたいと思います。

ご起立を願います。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前10時56分

平成 2 8 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 8 日

平成28年第2回身延町議会定例会（2日目）

平成28年6月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。（14名）

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 6番 | 松浦 | 隆 |
| 7番 | 河井 | 淳 | 8番 | 福與 | 三郎 |
| 9番 | 草間 | 天 | 10番 | 川口 | 福三 |
| 11番 | 渡辺 | 文子 | 12番 | 伊藤 | 文雄 |
| 13番 | 深澤 | 勝 | 14番 | 野島 | 俊博 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

| | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|------|------|------|------|------|------|------|------|---|------|-------|------|
| 町 | 長 | 望月仁司 | 副 | 町 | 長 | 望月幹也 | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 鈴木高吉 | 総 | 務 | 課 | 長 | 笠井祥一 | | | | | |
| 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 竹ノ内 | 強 | 政 | 策 | 室 | 長 | 佐野文昭 | | |
| 財 | 政 | 課 | 長 | 村野浩人 | 税 | 務 | 課 | 長 | 佐野和紀 | | | | |
| 町 | 民 | 課 | 長 | 熊谷司 | 福 | 祉 | 保 | 健 | 課 | 長 | 穂坂桂吾 | | |
| 観 | 光 | 課 | 長 | 柿島利巳 | 子 | 育 | て | 支 | 援 | 課 | 長 | 望月由香里 | |
| 産 | 業 | 課 | 長 | 遠藤基 | 建 | 設 | 課 | 長 | 水上武正 | | | | |
| 土 | 地 | 対 | 策 | 課 | 長 | 埜村公文 | 水 | 道 | 課 | 長 | 望月真人 | | |
| 環 | 境 | 下 | 水 | 道 | 課 | 長 | 羽賀勝之 | 下 | 部 | 支 | 所 | 長 | 佐藤成人 |
| 身 | 延 | 支 | 所 | 長 | 佐野昌三 | 学 | 校 | 教 | 育 | 課 | 長 | 笠井喜孝 | |
| 生 | 涯 | 学 | 習 | 課 | 長 | 高野博邦 | | | | | | | |

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野 勇夫
録音係 大村 隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

おはようございます。

相互にあいさつを交わし、始めたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

まず省エネの観点から上着着用を自由とさせていただきますので、ご協力をよろしくお願ひ申し上げます。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先に一覧表としてお手元に配布したとおりです。

日程第2 一般質問。

質問の通告者は4名であります。

これから通告順に一般質問を行います。

それでは通告の1番、深澤勝君の一般質問を行います。

深澤勝君の質問を許します。

登壇してください。

深澤勝君。

○13番議員（深澤勝君）

通告に基づきまして一般質問を行います。

質問に入る前に一言お見舞い申し上げます。

熊本地震発生から約2カ月が経過しようとしております。余震の収束と犠牲になられた方々へのご冥福をお祈り申し上げます。

なお、被災された皆さまに心からお見舞いを申し上げまして質問をいたします。

私は主に熊本地震を教訓として町民の生命、身体、財産を守るため災害対策を中心とした質問をいたします。

これまで東海地震や南海トラフ巨大地震等、海溝型の地震が注目されておりましたが活断層の動きによる熊本の直下型地震の恐ろしさがクローズアップされております。山梨県内においても多くの活断層が走っております。系魚川・静岡構造線断層や曽根丘陵断層および身延断層等々があり、専門家は山梨でも熊本と同じような地震が誘発されたり連動したりする可能性は十分あると恐ろしい指摘をされております。特に活断層による直下型地震はいつ発生するのか予測しがたいとされ、活断層に近い地震では特に甚大な被害につながることもしております。本

町は急峻な山間地が多く集落が点在し地形的に広範囲に及ぶことから山崩れ、崖崩れ、道路の寸断等々、最悪の事態を想定した取り組みが望まれます。

なお、熊本地震では多くの避難所で水や食料など生活に不可欠な物資の不足が深刻化し救援物資が交通網の寸断等で速やかに避難所に届かなかったり、避難所のニーズに合わなかったりしたことが大きな問題とされておりました。これを教訓として改めて町の防災対策および活動体制等の強化の必要性、または対策について町長の所見をお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

深澤議員の、熊本地震を教訓にした本町の防災計画の検証についてのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の熊本地震ではご案内のとおり地震発生後、比較的早い段階において全国各地から支援物資が被災地へ送られ始めましたが、被災地側の自治体が職員の人手不足などで分配機能を十分に果たせない状況がありました。また大動脈である九州自動車道が寸断をされ、陸路での支援物資が集まれば集まるほどに渋滞を悪化させる悪循環も発生したようであります。

本町は東海地震の地震防災対策強化地域に指定をされております。熊本地震のような大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況にあるわけでございます。本町の主要道路である国道52号、国道300号、それに接続する県道、町道等すべて狭隘な山間地を走っており大規模地震が発生した場合、道路は寸断をされ孤立する集落が多数発生する可能性が高いことが予想をされております。身延町防災計画はこのような道路状況、集落分布状況などを勘案し作成されてはおりますが、今回の熊本地震を教訓に現状の防災計画等を検証していくことは非常に重要であると考えております。

実際に大規模災害が発生した場合に備え、今後県の防災計画の見直し等に併せて本町防災計画の見直しと災害応急体制の強化を図っていかなければならないと考えているところでもございます。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、町長からご答弁をいただきまして、熊本地震におきましては地元の対応が行き届いていなかったと。このために救援物資が思うように配布がなされていなかったというお話もございました。防災計画も県の防災計画の見直しに合わせて対応したいというお考えのようでございますが防災計画の中身をどう実行していくか、現状では大変不安であります。これらをスムーズに行動に移すための検討が必要かと思っております。

防災計画の一部を紹介しますと例えば炊き出し予定施設一覧表の中で下部地区2カ所、中富地区1カ所、身延地区8カ所を施設指定がなされておりますが中富1カ所、下部2カ所では山崩れ、道路の陥没等により食料の配布ができない状況も発生するかと考えられます。私は熊本地震の検証をされ最悪の事態を想定し現実味のある、そして町民の命を守るための防災対策を再度検討されたいのであります。

なお熊本地震は4月14日、21時26分に発生をいたしまして約1時間後の22時40分

には熊本県地震対策本部が設置され対応がなされております。本町の現状では発災からどのくらいで対策本部が立ち上がるのか大変不安であります。対策本部の指示がすべてが動く原動力となろうかと思えます。これらを念頭にいただき防災計画の再チェックを進めると同時に人的体制を事前に決めておくことを検証されたくお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次に担当課長にお尋ねをいたします。

この身延町地域防災計画、これですね、この防災計画です。この地域防災計画においては一般災害編から水防、地震、東海地震、さらには災害復旧や富士山火山編まできめ細かな対策方針および職員の初動体制等が細部に示されておりますが、実際に各種災害が発生したときに人的初動体制が確立されているのか不安も隠せません。この防災計画も東日本大震災を機に大幅に見直しなどの対応がなされたことと思えますが、残念ながらこの防災計画、このように1冊の本でございます。したがって、追加変更が生じた場合はこの新旧対照表で対応しているという状況でございます。今すでにこの新旧対照表27枚、54ページに及んでおります。さらにこの中身を見ますと不適切な部分も発生しているような感じもいたします。例えば災害対策本部、本部長は当然、町長ですが副本部長は教育長になっております。副町長の位置づけがまったくなされていないという状況にもなっておりますので、これらが新旧対照表がますます厚くなるのではという格好になります。

災害が発生した場合は迅速かつ正確な情報収集と情報発信が求められるところであります。防災計画の基本方針の中で住民の生命、身体、財産を障害から保護する行政上、最も重要な施策であると位置づけがなされております。その基本となる防災計画が変更・追加の都度、新旧対照表のペーパーで対応では全体的な理解が得られない。また災害は緊急対応が命であります。行政上、最も重要な施策と位置づけられている防災計画を私はぜひ加除式を採用すべきと強く思いをいたすところでございます。お考えをお伺いします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の地域防災計画は、平成24年度から25年度にかけて加除方式から冊子方式へ変更をしたものでございます。変更した理由といたしましては、山梨県地域防災計画が冊子方式でありまして、変更のあった場合には変更分を関係者に配布するとともにホームページで公表をする方法を取っておりましたので同様の方法に本町も変更をしたものでございます。最新の計画につきましてはホームページからプリントアウトし、いつでも入手可能となっております。

防災計画の方式につきましては各方式のメリット、デメリットなどを検証し今後、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

ホームページでそれぞれ対応していると、県の方式にならってこういう格好になっているということでございますが、たしかにホームページで対応している部分は職員一人ひとりのOA

機器の設置等によりまして対応がなされていると思います。職員の皆さんはそれなりに確認ができるわけですが、議員各位のOA機器の環境が整っていない状況、また具体的、そういう部分の説明もなされていないと。突然の地震により議員各位においても被害状況、または救助のための対応等が予想されます。防災計画には災害拠点病院、災害支援病院等の名称、所在地、電話、ファックス、Eメール等も記載されております。私ども議会人としても町民に説明する責任もあるわけですので、できれば加除式が迅速に対応するための最適な方法だと思われまます。いつ発生するか分からない災害に備えまして早急に検討されたくお願いをし次の質問に移ります。

次に地域行政計画による業務継続計画（BCP）について伺います。

災害計画の中に災害時においてもその果たすべき役割を継続できるよう業務継続計画（BCP）を策定するための体制を整備すると定めているところでございます。

また国においても阪神・淡路大震災や新潟県中越地震等を踏まえ、各自治体にBCPの策定を求めています。したがって、本町では業務継続計画（BCP）をすでに策定済みであるのか。またその概要をお示しください。策定していないとしたら、このBCPをどのように位置づけがなされているのか、お伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えさせていただきます。

身延町が平常時に提供しております行政サービスが長期間停止した場合、住民生活や地域経済活動に大きな支障が生じることとなります。災害、事故の発生時はたとえ本庁舎、職員等に被害が発生しましても災害応急対策、災害復旧の業務を実施しなければなりません。このため災害、事故時においても町の業務を実施、継続できるような周到な備えが不可欠でございます。

内閣府が示しております市町村のための業務継続計画の中で、業務継続計画の特に重要な6要素といたしまして、まず1点目といたしまして首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制。2といたしまして本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定。3といたしまして電気、水、食料等の確保。4といたしまして災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保。5といたしまして重要な行政データのバックアップ。6といたしまして非常時優先業務の整理を掲げております。5の重要な行政データのバックアップ以外の5要素につきましては現防災計画等でそれぞれの対応が定められております。現在、町が継続的に業務を行っていく上でその業務を支える情報システムやネットワーク等の稼働が最も重要となってまいります。また情報システムやネットワーク等はあらかじめ対策を講じておかないと災害、事故等の発生後から対策を始めるのでは稼働できないことはもとより早期復旧も困難となります。そこで内閣府が示します6要素の中の重要な行政データのバックアップの対策といたしまして、まずはICT部門の業務継続計画を先行しまして、本年4月に策定をいたしました。現在、政策室におきまして職員への説明会等の実施に向け、日程調整中でございます。その内容につきましては平常時における推進体制と維持管理、被害想定、被害を受ける可能性と事前対策、緊急時対応と復旧計画等を掲載しております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

全国的に見ましても策定済みの市町村は非常に少ないわけでございます。昨年の12月の時点で全国的には36.5%の市町村が策定済みだと。非常に低い状況にある中で本町ではすでにBCP、また本年度もバックアップ体制を整えるということで非常に力を入れていただいているという状況にあると認識をいたしました。特に熊本の5市町、益城町、大津町、宇土市、八代市、人吉市等々の市町の本庁舎が使えなくなったという部分がございます。この中で1つの町と1つの市がBCPを策定していたと。このために特に罹災証明書の早期発行がなされて生活基盤を前に進めることができたという実例もあるわけでございますので、どうか今年度計画しているバックアップ体制の整備を急いでいただきたいということをお願い申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

次に災害対策活動拠点等の施設の安全性についてであります。

熊本・大分両県を襲った地震では、災害時に防災拠点としての役割を果たすべき庁舎などが利用できなくなったために行政の業務が滞り被災者の支援に支障を来したところであります。本町の災害対策本部の拠点となる本庁舎、または中富総合会館、さらには地区連絡本部とする下部、身延の各支所と避難救護および災害対策活動拠点となり、防災上重要な施設であるために耐震診断等、安全な備えの状況についてお伺いをいたします。

なお、各地区避難所として指定されております38施設の状況も併せて、概要でよろしいですから説明をお願いいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

お答えをさせていただきます。

役場本庁舎、中富総合会館と下部支所につきましては昭和56年6月1日施行されました新耐震基準に基づき建設がされております。また身延支所につきましては、平成9年度に耐震改修が終了しておりますので、震度5の地震が発生した場合でも建物に影響が出ることはなく震度6強から7の地震が発生しても建物は倒壊せず、中にいる人の安全が確保できる建物であると理解をしているところでございます。

38の避難所において新耐震基準による建物および耐震補強済みの施設につきましては36施設でございます。基準を満たしていないのは原分館、勤労青年センター体育館の2施設でございます。この2施設につきましては、他の施設へ避難所の指定を見直すことなども含めまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

本庁舎、中富総合会館ならびに下部、身延の各支所につきましては安全な施設であるということで私も安心をしたところでございますが、38施設の指定避難所につきましては2施設が旧中富地区にあると、存在しているという部分でございますが、町民が避難する指定避難所が

危険な状態では避難ができないわけですので、これらの対応、ほかに移すとかまたは補強をするとかさまざまな部分、災害はいつ発生するか分かりませんので早急な対応をぜひお願いしたいと思います。

特に専門家は老朽化した建物が使われているのは非常に危険であると。耐震化を急ぐべきだという指摘もなされておりますので、ぜひよろしくお願いを申し上げまして次の質問に移らせていただきます。

次に食料等の備蓄状況について伺います。

防災計画による備蓄状況によりますとアルファ米が4万4,500食、ビスケットが9千食、飲料水がペットボトル1.5リットル8本入り1,500箱、ブルーシートや簡易トイレ等が178基ほかとしておりますが備蓄物品をどこへどのように分散して備蓄しているのか、それらの備蓄数量等も含めてお伺いをしたいと思います。細かい部分は結構ですので何カ所にどのように分散して何を保管しているのか、そのへんをお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

それではお答えをさせていただきたいと思います。

アルファ米4万4,500食につきましてはそれぞれ備蓄倉庫、水防倉庫等でございますけれども中富地区7カ所へ1万1,200食、下部地区7カ所へ1万3千食、身延地区8カ所へ2万300食。

ビスケット9千食につきましては中富地区7カ所へ3千食、下部地区7カ所へ1,800食、身延地区8カ所へ4,200食。

水につきましては平成27年度に372箱を追加いたしまして現在1,872箱で中富地区18カ所へ468箱、5,616リットル。下部地区13カ所へ541箱、6,492リットル。身延地区18カ所へ863箱、1万356リットル。

ブルーシートにつきましては620枚で中富地区9カ所へ130枚、下部地区5カ所へ50枚、身延地区8カ所へ440枚。

毛布につきましては3,480枚で中富地区12カ所へ1,300枚、下部地区9カ所へ700枚、身延地区15カ所へ1,480枚。

トイレにつきましては178基で中富地区8カ所へ56基、下部地区5カ所へ35基、身延地区10カ所へ87基をそれぞれ備蓄をしているところでございます。

以上であります。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、水の備蓄の状況も含めてお話をいただきました。その中で中富が14、下部が13、身延が18、合わせますと54カ所というふうなことになるかと思いますが、そのへんはどこへ。避難場所は38カ所で、保管場所が54カ所というふうに理解はできないでしょうか。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

この配備場所でございますけれども、これにつきましては水防倉庫、備蓄倉庫、それから水防備蓄倉庫等がない避難所等にも配備をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

備蓄の状況、それぞれ理解をしたわけでございますけれども、これは要望でございますが議員各位にも備蓄の状況を文書というか表にして、今後変更することもあるかと思いますが配布をしていただければ心強いかなとこんな願い、思いをしておりますので対応できたらよろしくお願いしたいと思っております。

次に移ります。次に被災した場合の仮設トイレについてお伺いをいたします。

断水によりトイレが使用できない場合、速やかに仮設トイレを確保し避難所、避難地域等に設置するとしております。そこで熊本県などの被災地では多数の住民が身を寄せる避難所で切実なのがトイレ問題でした。断水の影響で不衛生になったり仮設トイレの使い勝手が悪かったりすることにより、なるべくトイレに行かずに済むように食事や水分の摂取を控えてしまう場合もあるとしております。専門家は健康状態が悪化する恐れがある。命に関わる重要な課題であると指摘をされております。できる限り快適な環境を整える必要性を訴えております。そこで簡易トイレ178基を備蓄しておりますが、これは当然テントも含む数であると理解しますが、そのへんはどうでしょうか。また使用方法と排泄物の処理をどのように扱うのか。さらには女性用トイレについての考え方をお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

簡易トイレ178基のうちテント付きトイレは98基でございます。テントなしトイレが80基でございます。備蓄先につきましては中富地区にテント付きが8カ所で24基、テントなしが8カ所で32基。下部地区にテント付きが5カ所で15基、テントなしが5カ所で20基。身延地区にテント付きが10カ所で59基、テントなしが7カ所で28基となっております。テント付きトイレ98基のうち簡易な組み立て式が16基、ワンタッチ式のもの82基でその中に付属の便座付きパイプを設置し、その下に段ボール箱、排便袋、凝固剤のトイレキットを組み立てて使用するものでございます。テントなしトイレ80基は段ボール等でできた便座に段ボール箱、排便袋、凝固剤のトイレキットを設置するものでございます。使用後の排便袋等はその都度閉じて屋外で一時保管し、その後焼却処分することとなります。女性用として特別なものはございませんので、このトイレキットを既設のトイレ等へ持ち込んで使用していただくなどプライバシーの保護を検討していく必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今お聞きしたところによりますと、決して快適な環境が整ったトイレとは言い切れないとい

うふうな感じを持ちました。特に排便袋に排便してそれを処理するというふうな形が今、示されましたけれども、このへんについても再度検討をしていただきたいし、特に女性用のトイレについてはこれらを利用すると。またテントがない部分も数基準備をされているようだけれども、このへんも女性の皆さんが食事を控えたり水分を控えたりという健康状態に影響するようなトイレというふうに変な心配をいたすところでございます。

特に私は女性用トイレについてであります。内閣府は東日本大震災の教訓を踏まえまして避難所での男女別トイレの確保を盛り込んだ自治体向けの指針を示されており。また国土交通省では下水道のマンホールトイレも提案されており。避難所トイレ問題は後回しにされがちでございますが、健康に直結する命に関わる重要な課題と捉えまして快適なトイレ環境を整えていただきたい。またその必要があるかと思えます。特に女性用トイレは最低限、カギのかかるトイレが不可欠であると思えます。現有の備蓄トイレにはカギはないと思えますが今後の対応をぜひ早急に検討していただきたい。せめてイベント等で使用する仮設トイレを各避難所に設置をされることが望まれると思えます。最低限カギのかかるトイレということで女性用の準備をお願いいたしまして次の質問に移ります。

次に町および職員体制について伺います。

突発地震を想定し初動体制職員による非常参集、情報の収集伝達、事務局確立訓練を行うと定めておりますが、どのように実行なされているのかお伺いいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

職員の勤務時間外における突発地震の発生を想定しました非常参集、情報収集、事務局確立訓練につきましては町の防災訓練時に非常参集訓練、災害警戒本部設置訓練、災害対策本部設置訓練を実施後、各自主防災組織からの情報収集訓練およびアマチュア無線資格者によります町内の各集落との受信状況確認を実施しております。

情報収集訓練は職員が現地に行けないこと、電話回線が不通なことも想定し各自主防災会長から地域の消防団員が情報を取りまとめ消防団デジタル無線を通じて分団長に報告、分団長は携帯型の防災行政無線を使用し地域により本庁、または各支所へ情報伝達を行います。両支所が受信した情報は防災行政無線ファックスを使用し、本庁へ送信し本庁の災害対策本部で取りまとめを行います。このほかに衛星携帯電話、防災行政無線携帯局での通信情報収集訓練等も行っております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今お伺いしたところ防災訓練に合わせて訓練をしているというふうには聞いておりました。この計画によりますと初動体制の職員による訓練というふうなことをしなさいということになっておりますけれども、そういうことであればそれなりにやっていることと思えますけれども例えば初動体制訓練のときの職員の対象人数というか、参加人数というのはどういうふうに変えてよろしいですか。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

この場合の非常参集訓練、それから災害警戒本部設置訓練、災害対策本部設置訓練につきましては各管理職、それから町長、副町長、教育長含めましておおむね22名ですか、それに総務課の担当職員も含めると25、26名の職員ということになっております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

ありがとうございました。

参考までに申し上げますけれども、年度当初の各所属等において所管事項に関する防災対策について周知徹底を図ることとしておりますということがあります。これは年度当初というのは人事異動等もありまして、その各課の災害に対する所管事項を徹底してほしいということでこういう規定もされておりますので、しっかり対応をされたいということを望みまして次の質問に移ります。

次に緊急対策班の編成について伺います。

大規模な地震等が発生し、職員が迅速な参集が困難な場合には各庁舎の徒歩10分以内の地域に居住する職員を中心に先着した職員による緊急対策班を編成し、順次初動に必要な事務に当たることとしておりますが、このための早期の対応が求められ初動体制をいかに早く確立するかが重要な課題であろうかと思えます。そこで徒歩10分以内に参集できる職員数が各庁舎とも何人くらいを見込み、どのように個別にすでに指示をなされているのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

平成26年度には消防庁市町村災害対応支援事業に応募いたしまして県の防災専門官を派遣していただき東海地震を想定した各ステージごとの各班での対応訓練を実施いたしました。また平成27年度は避難所の初期対応を想定した避難所運営訓練も行ったところでございます。常に職員には災害時職員初動マニュアルを熟読し、災害が発生した場合に職員として何をすべきか再確認をするように通知をしております。

各庁舎から徒歩10分以内で参集できる職員につきましては本庁が7名、下部支所が7名、身延支所が10名を想定しております。これにつきましては1分間に徒歩で80メートルということで半径800メートル以内を想定しまして人員を拾い込んだものでございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

理解をいたしました。災害発生時の対応を日ごろから考え確認し合うことが大切であり、いざというときに万全を期していただきたい、このように思います。決して行政がマヒするよう

なことのないよう期待をいたすところでございます。

次の質問に移ります。次に町立学校における災害対策について伺います。

学校における避難措置として校長は災害時の職務の担当、避難指示の方法、具体的な避難の場所、経路、誘導の方法について計画を立てて明らかにしておくこと本町の防災計画には定めております。したがって各種の災害に対応すべく各学校とも避難方法等について確立され、具体的な検討内容について教育委員会として検証し理解をしているか、状況をお尋ねいたします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

ご質問のとおり身延町地域防災計画の一般災害編、第3章、災害応急対策計画の教育計画の中で災害時の応急措置の避難措置として校長は災害の状況により避難が必要と判断した場合には各学校であらかじめ定めた計画により児童生徒を適切に避難させると規定しています。小中学校の校長は防犯・防災等の安全対策および事故、風水害、地震災害時などの応急対策について計画を策定し、各種訓練なども適宜実施する中で事故や災害から児童生徒を保護するため万全を期しております。

つい先月、5月30日になりますが東海地震の発生を想定した保育園、小学校、中学校、共同の子どもたちの引き渡し訓練を実施したところでもあります。この引き渡し訓練は町の防災訓練の1つに位置づけ総務課、防災担当も加わった訓練として実施しました。

教育委員会は学校の災害時の応急対応について検証し理解しているかのご質問であります。教育委員会では各小中学校の校長から年度当初、災害等の応急対策について定めた計画書を提出してもらい説明、報告を受けておりますので職務の担当、避難指示の方法、避難場所などについて教育委員会でも理解しております。また前述したとおり訓練などについても学校、教育委員会、関係機関と連携して実施しているところであります。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

例えば今、説明の中で年度当初定めたものを教育委員会で確認、検証されているということの説明がございました。新身延中学校統合して間もないわけですが、この新身延中学校の避難措置についてはどのように承知をしているか、お聞かせください。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

先ほど申し上げました各小中学校から提出される計画書というのがこのような冊子になっております。この中で身延中学校におきましては危機管理マニュアルということで、事故、災害、地震等も含めてどういう対応をするかということが謳われております。ここには避難誘導はどのような順番でやるのか、それを指導する、また指示する先生は誰なのか、そういう細かなものが定められております。これに基づいて訓練等も行い、また対応もしたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今の説明ですと各学校とも職務の担当まで、きちっと定めて対応しているというお話でございました。どうか児童生徒に一人も被害者を出さないようにこれからもさらなる徹底、教育をお願いしたいと思ひまして次に移らせていただきます。

次に大震災等による通電火災についてであります。

大震災による通電火災の発生が被害を大きくする主な原因とされております。地震による停電が復旧し再び電気が通じた際、倒れていた暖房器具等の家電や断線した電気コードなどが火元となる火災であります。また電気機器のスイッチが入ったまま、その住人が避難してしまうケースも多々あるとされております。

ちなみに阪神・淡路大震災の通電火災と思われる火災件数は建物火災で236件、全焼件数が735件に及ぶとしております。

なお、東日本大震災における火災発生件数は313件であり、今回の熊本地震では16件の火災の発生でありました。地震の発生する季節や発生する時間により火災の発生件数は大きく左右されると言われております。特に本町においては山林に囲まれた集落が多く通電火災により急峻な山林火災が発生すれば林野の焼失はもちろん人家への延焼等、大きな被害が予想されます。このため通電火災を防ぐ手段として、センサーが震度5強等の揺れを感知すると自動的に分電盤がブレーカーを作動させ通電を遮断し、電気が復旧しても通電しない等の火災を防ぐ感震ブレーカーの設置のための補助金制度を創設し、普及に努める必要があると思ひますが、お考えをお伺ひいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

現在、身延町には通電火災防止の感震ブレーカー設置に対する補助制度はございません。感震ブレーカーにはブレーカーのスイッチに重りを取り付け、地震が発生すると揺れて重りが落ちて電源を遮断するという2千円から3千円程度の価格で購入できるものなどがございまして、これら感震ブレーカーの紹介をしていくことも必要だと考えております。

補助制度につきましては、関係部署と費用対効果等をよく検討した上で判断をまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

非常に安い器具があるというようなお話でございましたけども、私が参考に見たところによりますと3万円くらいというふうな資料がございましたので、これは補助制度の創設が必要だろうというふうに思ったところでございます。

事前に対策が必要でございます。林野へ延焼し手の付けられないような状況にもなりかねないわけでございます。季節によっては大変な事態が予想されます。町民の生命、財産を守りきるとの信念で対応されたく、強く望みまして次の質問に移らせていただきます。

最後になりますが軽自動車での救急車両の導入についてであります。

本町の中山間地および住宅密集地、例えば西嶋集落内等、通常の救急車が進入できず傷病者

の家からストレッチャーで長い距離を人力搬送しなければならないケースもあります。また中山間地は道路が狭い上に坂道も多く、ストレッチャーによる人力運送は体力的に負担や時間的ロスも大きいわけでございます。このため狭い道でも家の近くまで入っていける軽自動車の救急車両の導入が望まれるところであります。

すでに導入している自治体もあり、軽自動車の狭いスペースに酸素ボンベや人工呼吸器など積載が義務付けられている応急措置に必要な機材をぎ装によりフル装備し、現実に運行をされております。軽自動車の救急車は中山間地や住宅密集地している地域の応急救命業務の必須のアイテムであります。早急な配備に向け関係機関に要請されたく取り組みについてお伺いをいたします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

現在、峡南広域行政組合消防本部が保有しております救急車は全体で7台であります。北部消防署管内が2台、中部消防署管内が5台となっており、いずれも普通車でございます。平成23年4月に離島地域の要望を受けました消防庁が狭い道路を通行して救急業務を行う場合の基準を緩和し軽自動車での救急車の運用が可能となったとのことでございます。全国的に見ますと高知県などで、すでに軽自動車の救急車を運用しているところがあるようでございます。ご指摘のとおり町内にも非常に道幅の狭い普通車では通行困難な地域がありますので峡南広域行政組合の幹事会等で軽自動車の救急車導入の検討を働きかけてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（野島俊博君）

深澤君。

○13番議員（深澤勝君）

今、説明がありましたとおり消防庁はその基準を緩和して軽の救急車が運用できるようになったと。高知県の南国市、土佐市ではすでに軽の救急車が活躍しているそうでございます。今、総務課長から話がありましたようにまずは幹事会で議論をテーブルにのせていただくということが出発点であろうかと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから特に町長は峡南広域行政組合の幹事の立場でありますので、実現に向け強力で働きかけをお願い申し上げまして、町民の皆さんが一日も早く安心して生活できますようお願いをいたしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

深澤勝君の一般質問を終わります。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時15分といたします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時15分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の2番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

質問の前にこのたびの熊本地震でお亡くなりになられた皆さまにお悔やみを申し上げますとともに被災をされた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

それでは一般質問を始めたいと思います。

まず1点目、今回3点ということで通告を出してありますけども1点目から始めたいと思います。

まず今回の熊本地震を教訓としてどう生かすのかということで、福祉避難所を含めた避難所の再点検と改善はということでお尋ねをしたいと思います。前の同僚議員の質問とかなりダブっている部分もありますけど違う視点で質問をしたいと思いますので、この点について答弁をまずお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

では答弁をさせていただきたいと思います。

身延町内の避難所につきましては現在38カ所の避難所を指定しております。また福祉避難所につきましては23カ所を指定しております。各避難所の耐震状況につきまして再度確認をしましたところ、震度5の地震が発生した場合でも建物に影響が出ることはなく震度6強から7の地震が発生しても建物は倒壊せず、中にいる人の安全が確保できる建物であるという新耐震基準による建物および耐震補強済みは36施設で基準を満たしていないのは原分館、勤労青年センター体育館の2施設がございます。この2施設につきましては、他の施設へ避難所の指定を見直すことなども含めて検討していきたいと思っております。

避難所の見直しにつきましては、災害に対し安全な施設であることはもとより給食施設を有するもの、または比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとされておりますので、見直しを行う場合はこれに基づき行っていきたいと思っております。

福祉避難所は新耐震基準による建物および耐震補強済みは17施設で、基準を満たしていないのは6施設ございます。この福祉避難所は民間事業者の施設を指定して開設をお願いするものであるため、耐震補強または建て替え等につきましては各事業者が各々で判断していくこととなりますが、対応について協力を求めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

まず避難所については私、今まで一般質問をしていたんですけど、まずこういう地域的な、地形的な本町において避難場所に行けないという問題がまずあって、これを含めてなんとかしなければいけないのではないかということで改善をお願いした経過が以前あって、本当に川を挟んで避難所へ行かなければいけないとか山崩れ、すぐ崩れてしまうような、その先に避難所があるのかということで、本町はやっぱりそういうところが多いのではないかと思うんですね。

いくらその避難所自体の耐震がというお話があったんですけども、行けなければどうしようもないということで、それは結構たくさんあるのではないかなと思っていますので、その点検、それから改善、それも一緒に考えていかないと、まず避難所にたどり着けないというところがたくさんあって、どうしたらいいんだろうという声も実際、やっぱりこの熊本地震を受けてうちの集落はどうしたらいいのか、どこへ行けばいいのかというような声があったものですから、これはやっぱり再点検、そして改善を図っていくようなことを考えていかないと大きな問題ではないかなというふうに思っています。

それが1点と、それから耐震基準で38施設のうち36が大丈夫。福祉避難所は23カ所あって17施設は大丈夫。だけど6施設がということで、やっぱり熊本の教訓を生かすときに、新耐震基準というのは、基準というのは地震が起こるたびに改善をしていって、最新の基準だと思っただけです。けども今回、新耐震基準を満たしていた家屋でも50の家屋が倒壊してしまったというそういう結果がありました。それは震度6強や7が1回くる、それを想定しているから、震度7が2回もきたとか余震が続いているとかそういうところは今まで想定していなかった。それで新耐震基準を満たしていてもそれだけ多くの建物が潰れてしまったという現実があるんですね。そうするとやっぱりそこからどういうふうに考え直していかなければいけないのかということも考えていかなければいけない問題が1点あると思っただけです。それから普通の避難所、そして福祉避難所というのは障害を持つ方たち、弱者の人たちが入る施設ですよ。そこで民間があるとはいえ、17施設は大丈夫だけど6施設が目撃だと。本来そういう方たちが入るところというのは、やっぱり基準をきちっと決めてお願いするのが私は筋ではないかなというふうに思っただけです。けども、民間も入っているということでもなかなかそれが満たされなかったという面は分かるんですけども、でもあればいいということではなくて、やっぱりそういう方たちも安全に過ごせないといけないうわけで、福祉避難所も行くまでが大変というところもこの一覧表を見るとありますよね。そういう意味で障害を持っている方たちがなるべく行きやすく、そして安全なところというそういうような厳格なものを決めないといけないうではないかなというふうに思っただけです。けども、その3点お聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

まず1点目でございますけれども、指定をされている避難所まで行けない場合がある、そういった場合にどうするのかということでございますけれども、大規模地震が発生した場合において避難所まで行けないようなこともたしかに想定をされると思います。そのような場合はあえて危険をおかしてその避難所へ避難をしなければいけないということはございません。指定されました避難所まで行けないという場合につきましては、建物の倒壊ですとか土砂崩れなどの危険がない場所で、まず身の安全を確保していただきたいというふうに考えております。そういったことも想定して、町といたしましては各家庭でも災害に備えまして家族全員分の飲み水、それから食料について最低3日分は備蓄をしていただきたいというお願いをさせていただいているところでございます。

また現避難所自体が明らかに危険な場所であるというふうなことでありまして、建物自体が非常に脆弱な建物であるということでありましたら他の施設等へ避難所の見直しをすることも含めて、また検討していかなければいけないと考えております。

2点目の新たな基準を満たしても、今回の熊本地震では被災された建物が多かったということでございますけれども、現時点では私どもといたしましては昭和56年6月1日に制定されました新たな基準を満たしている建物であれば安全であるという、見解をせざるを得ないのかなというふうに理解をしております。

3点目といたしまして、福祉避難所が6施設も耐震化されていないということについてでございますけれども、まず災害が発生しまして建物等が被災した場合には、先ほども申したんですけれども、まず避難所へ避難をしていただくことです。高齢者、障害を持った方についても最寄りの避難所へいったん避難をしていただくということになります。避難が長期にわたるような場合には、高齢者の方ですとか障害を持った方につきましては、福祉避難所に指定されている施設に、その施設が被災をしているか、していないかの被災状況、それからそちらの施設にお勤めの職員が対応可能かどうか、そういった部分を確認した上で、福祉避難所に指定をしております施設のほうに移動をしていただくということになると思っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

私、熊本地震を教訓としてというふうにここに質問を書いたんですけれども、これまでの地震と今回の一連の地震というのは、規模と連続性がこれまでとは違う展開になっていると思うんですね。これまでは地震が1回きて、それでだんだん収束していくというような地震だったと思うんですけども、今回はやっぱり違うわけですから、それで身延町は直下型が起きるといって、断層がいくつもありますからね。そういう本町の現状を考えると今までの想定ではなくて、熊本地震が起こったような直下型ね、そういうものが起きないとは限らないではないですか。震度7が2回も起こって、そしてまだ余震が続いていると。熊本地震の教訓をきちっとやっぱり考えたならばそういうことだってあり得ると。先ほど私たちの立場はとおっしゃったけど、立場とかなんとかではなくて住民の命をどういうふうに守れるのかというところが私たちは議論しなければいけないところなんですよ。だから教訓をくみ取ったならば、今までのそういうものではなくて、こういう新しい地震の規模と連続性、そういうものを加味しながらこれから検討していかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。それについてはいかがでしょうか。なんか私たちの立場とかなんとか言われたので、ちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

本町の防災計画のもととなるそういう被害想定ですとか、そういった数値につきましては県によります東海地震の被害想定調査報告に基づいて現状つくっております。今後もちろん熊本地震等を検証する中で見直しをしていくということになると思うんですけれども、これにつきましては、県でも県の防災計画の見直しを図っていきたいということで手続き等を進めておりますので、それに併せて町の防災計画につきましてももちろん見直しをしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

もちろん県は県でこんな大きな地震があったわけだから、見直して新しくすると思うんですね。ただこの身延町の現状を知っているのは、やっぱり身延町の職員ではないですか。だからやっぱり待っているのではなくて、だっていつ起こるか分からないという状況なんですから、やっぱり早急に見直しを始めていかないと住民の命は守れないと思いますので、ぜひその方向で早急に進めていっていただきたいというふうに思います。

それと福祉避難所なんですけれども、熊本地震の教訓として障害を持つ人たちが普通の避難所ではなかなか過ごせなくて車の中で過ごしてしまっていると。そういうところがたくさんあって本当に気の毒だな、これはきっとどこもあり得るのではないかなというふうに思ったんですね。実際、町民の方からもその福祉避難所について、やっぱり熊本地震の教訓としてどういうふうに考えるのかというご指摘もいただきました。これはやっぱり普通の方でも大変な状況、ましてやっぱり障害を持つ方たちはもっと大変な状況があると思うんですね。そういう意味では避難所も含めてですけども、対応をきちっと一刻も早くされたいと思うんですけども、避難所だけではないと思うんですね。いろんな対応が。お年寄りの方も多し、そういう意味ではこれは重要だと思うんですけども、そういう意味で教訓をどういうふうに生かしていくおつもりなのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

答弁はなるべくマイクに近づいてお願いします。

○総務課長（笠井祥一君）

避難所につきましては、先ほども触れさせていただいたんですけども基準を満たしていない2施設があるということでございますので、それらにつきましては町として設置をしているものでございますので、避難所として別の施設等を今後、検討していきたいというふうに考えております。

また福祉避難所につきましては、先ほどの答弁の中でも触れたんですけども、やはり民間の施設であるということがありますので、町といたしまして強制的に改修させることもできませんので、今後対応については事業者のほうに協力を求めていくようにしていきたいというふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

ちょっとそれでは満足いく回答ではないですけども、ほかもありますので、ぜひそれは障害を持つ方たちの身になって考えていただきたいということをお願いしておきます。

それから上水道の断水率の改善ということなんですけれども、県の東海地震の被害想定調査というものによりますと本町の断水率というのが南部町とすごく高くなっているんですね。直後は98.8で1週間経っても66.6%ということなんですけれども、まだ1週間経っても半分以上の方たちに水が行き渡らないというような身延町の現状があるということで、これの対策、もちろん一生懸命水道課のほう、町としてもやっぺらというのとは分かってい

ますけども、この調査結果を見るとやっぱり不安なんですね。水というのはやっぱり生活に欠かせないものですから、この断水率がこんなに高いということで、これについてどういうふう
に改善をしていくおつもりなのか。担当でもいいですので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

水道課長。

○水道課長（望月真人君）

ただいまの上水道断水率の改善対策はについて回答させていただきます。

熊本地震では施設の老朽化と重なり水道施設が大きな被害を受け、いまだ断水している地区もあると聞いております。社会生活への影響が大きくクローズアップされております。本町でも水道施設の大半が建設から40年以上経過しており、老朽化が進み耐震性能も不足しております。今まで国の補助事業を活用して管の更新に合わせ耐震性のある管を整備してきましたが厳しい財政状況下により思うように更新できず耐震化率は約28%と低迷しております。昨年度からは新たに生活基盤施設耐震化等交付金も創設され、早速昨年度は中富北部簡水、国道52号切石地内の管渠更新、今年度は久那土・古閑簡水、久那土小周辺の整備を加え耐震化への敷設替えを計画しております。

また隣接地区の簡易水道を連絡管で結ぶことにより、断水区域の縮小に努めております。昨年度は下部簡水の上之平地区と湯町簡水の下部地区を接続し、一部の区域ではありますが相互に供給可能となりました。今後も地形的制約はありますが、広域化についてはさらに検討整備を考えております。

今回、熊本地震で大きな問題として本町のような簡易水道を多く抱えている自治体において管路図が整備されていないため調査に多くの時間がかかり、なかなか復旧作業に入れず断水が長時間続きました。本町でも組合管理の時代が長いこと管路図の未整備の地区が多く平成23年度からはご予算をいただき管路図の整備に取り組んでおります。

ご質問の断水率の改善対策はにつきましては本町では国庫補助事業を活用して、さらなる耐震管の整備の促進、各簡水を連絡管で結ぶことにより緊急時の断水区域の縮小、管路図を充実することにより早期に復旧作業に着手できるようにする、以上3本を大きな柱として取り組み懸念される東海地震沖等に備えたいと考えております。

なお、渡辺議員の断水率98.8%というような数字ですけど、私の認識している限りこれは山梨県東海地震想定被害報告書、平成17年の資料だと思っております。この断水率の算定の根拠が平成14年の水道の統計調査によるものでして、当時は本町でも耐震管はほぼ0%に近い数字です。それから14年以上経過したということで、単純には算出できませんが耐震化も約28%となっていますので、断水率等については98%よりは減っていると思われま

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

私が言ったのは、この身延町地域防災計画の中のこの部分で本町の場合もということで直後と7日後ということで、これを引用させていただきました。

そうなんですけど、先ほど言ったように管路図ができていないという問題、それから耐震化に替える、これはこれで進めていかなければいけない問題だと思うんですけども、幸い本町は

都会と違って山の水とか川の水とかそういう資源がありますので、浄水器なんかがあれば都会に比べたら飲み水になるのかなというふうに思っているんですけども、前は以前、県の補助があっというんなものが各集落に整備できたという記憶があったんですけど、それがもうなくなってしまったというようなことがあって、なかなか浄水器など整備できないのかなというふうに思いますけれども、今回のそういう熊本地震の教訓を得て、やっぱり県のほうや国のほうでもこういうことは考えていただかないといけないと思うので、ぜひこれは要請をしてこういう備品とか備蓄とか、こういうものに対して各集落ごとに少しでも補助がいただけるような要請をぜひしていただきたいと思いますけれども、これについてはどうでしょうか。とりあえず浄水器。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

ご質問の件でございますけれども、以前は、各自主防災組織に対しましておっしゃいますように浄水器、それから発電機等を整備するときには県のほうから補助金をいただいて整備をしたという経過がございます。これにつきましては、県のほうでもすでにこの補助金制度はないということでありますので、議員おっしゃいますように町といたしましても今後そういった補助金がまた復活していただけるように、県に働きかけをしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

そのへんよろしくお願いたします。

あと3点目の孤立の地区の対策ということで、この防災計画でも孤立地区の対策ということでいくつかあります。本町はやっぱり地域的に山間地にあって孤立集落が発生しやすいという地形になっているというのはこのとおりで、だからこそやっぱり皆さん不安に思っているし、どうしたらいいんだろうという思いで過ごされているのではないかなというふうに思うんですね。住民との懇談会の中でもうちは衛星携帯もないし、ヘリポートもないし、そういうふうに孤立した場合にどうしたらいいんだろうという声もお聞きをしています。もちろん衛星携帯とかいろんな山間地に配備はされているというのは理解しているんですけど、ここから漏れたところをどういうふうにするのかということで、臨時ヘリポートとかいろいろこの計画では出ているんですけども、これをどういうふうに具体的にされているのか、この孤立地区対策ですね、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

身延町地域防災計画の第4節、被害想定では東海地震による被害状況を想定しておりますが町の中央部から南部にかけては震度6強から震度7、北部では震度5強から震度6強の揺れを想定しております。本町の基幹道路であります国道52号、300号は町内至るところで指定されております急傾斜地崩壊危険箇所および地滑り危険箇所の斜面崩壊により極めて大規模な被害が発生する可能性があり、復旧にも長期間を要することが考えられ町内各地で孤立す

る可能性があるとしております。まず人間が生きていく上で必要となります飲み水、食料などを確保する必要があります。町では防災倉庫、水防倉庫などへ備蓄するほか地域の避難所等へも備蓄を現在、進めているところでございます。

各地区が孤立した場合、われわれ職員も役場へ参集できないことも考えられ、町としての体制づくりに時間を要し災害応急対策が遅れることも想定をされます。このような場合、重要となりますのはまず自分の命を守っていただく自助であり、次に自主防災組織等で協力し合い助け合う共助だと考えます。町では防災知識の普及啓発と災害時避難所運営支援などを適切に行うことができる地域防災リーダーの養成を目的といたしまして、県が開催しております地域防災リーダー養成講座に自主防災組織の方の参加をお願いしております。平成27年度は50名の方々に参加をしていただきました。また災害発生時に中心となって避難所運営を行っていただきます防災リーダーの養成と避難所でのさまざまな対処法を習得する避難所運営研修も開催し99名の方々に参加をしていただきました。各地区自主防災組織を通じまして防災訓練等の中でさらに自助、共助の啓蒙を図っていきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

時間がないから簡潔に言いますとなんか今お話を伺っていると自助、共助、もちろんそういう場合には自分でもやるし、お互いに田舎ですから助け合う。だけどそれにやっぱり公助というものがきちっとないと住民は安心できないんですね。そういう意味でその公助をどうするかということをお聞きしたので、これについてはいろいろ問題があるし、またあとで聞きたいと思います。とりあえず今日、時間がないものですからこの熊本地震を教訓としてどう生かすのかということはこれで終わりたいと思います。

2点目の問題です。学校統廃合問題についてということで、統廃合をしてもうそろそろ2カ月ということで、子どもたちのスクールバスの運行状況ですね、教育委員会ではどのように把握をしていらっしゃるか。あんまり長くなくて短く簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ただいまのご質問の内容が教育行政のスクールバスについての実務はどうかと、どのような状況を把握しているかということでございます。

課長のほうから、まず状況の報告をさせていただきます。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

身延中学校が開校し2カ月が経過をいたします。スクールバスの運行も5経路で最大10便の登校便と下校便を運行しておりますが4月のスクールバス運行実績、これは21日間運行をいたしました。登校便は部活便、定期便等、合わせ延べ159便の運行、下校便は延べ171便を運行いたしました。運行し始めの1カ月間は乗車支援と見守りのためシルバー人材センターへ委託しお二人の方にスクールバスに添乗してもらい、運行状況の確認等もしていただいたところであります。また5月の運行実績は25日間運行し登校便は延べ185便、下校便は延べ

181便を運行してまいりましたが、これまで事故や大きなトラブルもなく順調に運行されている状況であります。今後も生徒の安全・安心を最優先に考えたスクールバスの運行に努めてまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

それは分かるんですけども、実際問題、シルバーさんが乗ってくれた感想とか、それから子どもたちの様子とか、運転手さんから聞き取りをしたとか、保護者からどうだったかとか、そういうようなことは実際お聞きになったことがあるんでしょうか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

シルバー人材のお二人に乗っていただいた報告につきましては乗車便、乗車人数、それから乗車したときの感じた状況等については報告書として一覧でもらっております。その中では特に気になるようなところもないということで話は聞いております。

それからそのスクールバスの運行状況等について保護者、生徒等の意見も聞いているかということですが、そのご質問につきましては芦澤議員から通告で保護者、または子どものスクールバスの乗車についてアンケートをする考えはあるかということで通告を受けていますので、それにつきましてはそのときにお答えしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

だけど私もそういうふうな把握はどういうふうにされているのかということで聞いているわけですから、もちろん、申し訳ないですけども私のほうが先に出しましたのでそれを聞きたいんですよ。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

芦澤議員からも先に答えればというようなことがちょっと聞こえましたので、お答えさせていただきます。

アンケート調査、現在、学校で行っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

子どもたちだけですかね。保護者に子どもたちの様子を聞くとか、そういうアンケートはされないということですか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

生徒と保護者にアンケートということで確認を、今調査をしているところです。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

分かりました。ではこれまでのところは順調にということなんですけれども、私が子どもたちや保護者からいろんな話をもう本当に聞いて、こういうことって教育委員会は把握しているのかなというふうに思ったんですけれども、私の以前の一般質問の中で補助席はなるべく使わないようにするというふうにお答えになったということで、たまたま、もしかしたらそこへいつて不測の事態が起きたときに使うようなこともあるみたいなことで、なるべく使わないと私は理解していたんですけれども、月曜日だけ朝、下部地区なんですけど2便で、あとほかの日は1便ということなんですけど、これが本当かどうかということと帰りが子どもたちは1便で補助席を使っているという話がありました。これを確認したいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

補助席の利用につきましては定時便、1便しかない場合には下部線は26人の生徒が乗り補助席利用が4席出てくるので2台を用意し今、運行をしております。そのときにもお話ししたとおり2便運行する場合、部活と定時便という形で運行する場合には、部活に参加する生徒が22人を超える場合が出てきます。そういう場合には補助席を利用しなければならない状況ですというお話をしたと思いますが、そういう状況もたしかに発生はしているところであります。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

なんか言っていることが違うような、教育長、私の答弁になるべく、もしものときに使うかも分からないけど、なるべく使わないということでお答えになった記憶はないですか。責任を持って教育長、お答えになったと私は理解しているんですけれども、ずっと補助席を使っているということで聞いているんですけれども、これをどういうふうに理解したらいいでしょうか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

その件につきましては、私からもまた課長からも何回か説明をいたしました。基本的には今、課長が言ったように定期便の運行だけのときにまず発場所を2カ所から、下部の駅前と古関のほうから出るのでそれはいいと。それから部活がある場合に、例えば部活の生徒が22人を超えた場合にそういう場合にはあるかもしれない。これを議員さんは絶対そういうのがないよというふうなお話でございましたが、絶対ということはちょっとできないので、できるだけ補助席を使わないような配慮はいたしますと、そういう答弁をさせていただきました。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

補助席を使わないでほしいということに対して、なるべく使わないけれども、もしものときに使うと。だからそんな、もしもが毎日あるなんて私は思っていませんでした。これはちょっと子どもたちもストレスが多いし、保護者の方たちも話が違わないかという声が出ています。シルバーさんが4月に1回か2回乗ったと。これで子どもたちの不安とかそういうものって解消できるんでしょうか。それと今の子どもたちの現状を聞きますと、部活が終わって制服に着替えなければいけないという規則があるので、トイレにも行けなくてとりあえず制服に汗だくの体に制服着て、そして急いでバスに乗っているということで、そして乗ったら狭くて荷物がたくさんあるけども、それを置く場所がなくてバス自体が狭くてすごくストレスが大変だということも聞いているんですね。このシルバーさんからどういう話を聞いたのか。それから部活が終わって制服に着替えなければいけないという、それは学校の規則であるかも分からないけども、でも子どもたちが快適に過ごすために本当にこれでいいのかと。トイレにも行けなくて本当に駆け込んで家に帰ってきてしまうというような状況を何人も聞きました。こういう現状をきちっと学校なり教育委員会なりは、今アンケートを取っていると、アンケートを取らなくてもいろんな声はきっと聞いていらっしゃると思うんですけども、これに関してはどうふうにお考えなんでしょうか、教育長お願いします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

最初のシルバー人材センターで同乗をして様子をチェックしたというお話をしました。これは2人で約1カ月、1人が20日間乗車をいたしました。そして状況の報告がきております。もう1人は19日間乗った状況の報告書がございます。それはそうなんですけれども、今、議員さんのご質問の中に状況というのは聞いていると思うけどもどうなんだということがございます。実は私もこの統合に向けてスクールバスの運行については非常に問題点はないか、また課題点もいろんな方から指摘をいただきましたので一番関心のあるところでございました。時間のつく限り現場へ行って学校のグラウンドの隅にありますバスの発着場、この状況。また子どもたちに直接聞いたり、先生に状況も伺って課題はないのか。あるいは今のところ大きな問題はないのか。子どもたちの状況はどうなのかということをお聞きしています。

今、たしかに議員さんおっしゃるように部活が終わって、そしてバスがあそこから発着をするんですが、その発着するときに、まず最初に降りる子どもはあとに乗るという感じで、要するに一番最後に降りる子どもは奥へ乗るというようなことがありまして、そこでその時間が非常に厳しいというか、切羽詰まった時間の中でそれをしなければならぬということで、早く、乗る発着場へ子どもたちが来てちょっと待っているという状況も1つありました。

そしてトイレ等でございますけれども、部活が終わって制服に着替えてバスに乗るという作業を子どもたちがするんですけれども、たしかにトイレ等は済ませて乗るんですが、それが完全に時間の中ですべてができたかということと言われれば、ちょっと課題点もあるかなと思われました。それは実際、私も確認をしています。

そのへんで今後においては部活の時間の設定、あるいは発着の時間等もまた状況を見ながら、また子どもたちの、先ほど話が出ましたアンケートの話が出ていますので、また保護者の意見も出ますので、それらを見まして今後、改善策があるかないか、そのへんも検証していきたい

とこのように思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

芦澤さんの通告にもありましたけども、子どもたち本当に毎日毎日、ストレスを抱えているんです。その中で何回かバスの中でケンカが起きたと。今まで仲良くしていた子どもたちが何回かケンカが起きたということを知ったんですね。これが本当に子どもたちのための環境なのかなって私、本当に悲しくなりました。こうやって子どもたち毎日登下校しているんだと。狭い中で、ぎゅうぎゅうの中で荷物を持って時間に追われて、そして子どもたちは今までと比べて1時間も早く起きなければいけない。夜は勉強しなくてはいけないから昼間眠くて授業中は寝ている子が多いと。そして、ある子は土曜日はもう寝ているだけ。若いから土曜日に寝れば日曜日は元気になるらしいですけども、そういう状況が実際にあるということを引きちとやっぱり教育委員会は把握をして、改善しなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。

それと5月13日、事故が手打沢で起きました。このときに学校から10分か20分遅れるというメールがあったそうです。でも実際は2時間遅れて、保護者の方たちは2時間も、10分か20分のはずが2時間も遅れたということで事故に巻き込まれたんじゃないかとかというそういう心配をしているという声も聞きました。きちとした正確な情報を流してもらわないと本当に混乱するし心配するし、親御さんの思いは本当にそうだと思うんですね。そういう意味ではちゃんときちとした正しい情報を伝えていただきたいと思っておりますけども、この件についてはどうでしょうか、簡潔にお願いします。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

その5月13日の事故につきましては、教育委員会も把握してすぐ学校、それからスクールバスを運行している山交タウンコーチにも連絡を取り調整をしていただいたところなんです。ちょうどその日はPTAの会議があったということで、出る時間も定刻よりはずれていたということでありました。今言われたとおり2時間ほど結果的には遅れたんですが、それについても学校ではできるだけ情報を収集する中で、また教育委員会とも連絡を取る中で一斉メールとか、そういう部分で対応をしたということの報告は受けております。いずれにしましても情報が的確に正確に伝わるようにまた改善、見直し等もしていきたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

それからもう1点、久那土便なんですけども、遅刻ということではないけども読書の時間ぎりぎりに入ってくると。これで子どもたちって落ち着いて勉強できますかね。こういう状況はもうちょっと改善すべきではないかと思うんですけども、どうしても交通事情があって大変な部分はあるんですけども、でもぎりぎりに子どもたちが入ってくるという状況は、これはよくないんじゃないかなというふうに思いますので、そのところはやっぱりちゃんと検討していただきたいと思っております。

それから時間がないので、次の校舎の安全性ということで質問をしたいんですけども、身延中学校、1つにしましたけれども、耐震補強の工事は済んでいるということなんですけど、震度の想定というのはいくつを想定して耐震補強をされたんでしょうか。お答えをお願いしたい。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

震度は6から7でも安全という基準で想定をして検討したところです。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

さっきも前のほうの質問で、あそこの近くは断層も、身延断層ってありますよね。身延町は断層がいっぱいあって、6から7って本当にそれでいいのかなという問題があって、6から7が1回ではなくて2回も3回も起きたということだって考えなくてはいけない。そういうことも想定しなければいけないんじゃないかという問題が1点と、それからあそこの身延中学校の周辺というのは液状化の地域ということで、マップにも載っているんですけどこのことは教育委員会は把握をしていたでしょうか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

まず建物の安全基準としてIS値というのを使っているそうです。このIS値というのは耐震指標というそうですが、この数値が0.6以上であれば、またなおかつCT・SD値、これは鉄筋コンクリートの建物が地震による水平方向の力に対しての対応する力、強さ、これをいうそうですが、これが0.3を超えている建物であれば先ほど言ったとおり震度6から7の地震の震動および衝撃に対して倒壊、または崩壊の危険性が低いと、そういう基準になっております。特に学校施設はより安全側の値としてIS値は0.7以上、それからCT・SD値は0.3を超える値ということで、それに基づいて耐震補強の工事等をしております。先ほど震度7クラスが2回続けてということで、総務課長も答弁をいたしました。56年の建築基準の中ではこの基準を満たしておれば安全であるということです。一度目の地震ではこの数値で安全なんですけど、一度でどのくらいの被害状況なのかによって二度目の地震というのは当然、数値が変わってくると思います。そこをここで想定するうんぬんは、今の段階では不可能ではないかと思っておりますので、それについて私どもが今、どういう見解とかというのは持てない状況だと私は思っております。

それから液状化の関係ですが液状化の地域につきましては当然、把握をしております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

把握をしていたらいくら耐震しても液状化でどうしようもなくなってしまいますよね。耐震化したって。そこのところは分かっていて、では身延中に集めたということなんですか。説明会のときには一言もそれ触れられていませんでしたよね。どうしてですか。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

すみません、説明会のときのことはちょっと私も資料を把握、覚えていない部分ですのでお答えできませんが、液状化等についても耐震診断の段階で震度6、7に対する建物の状況というので、先ほども言ったとおり倒壊とか崩壊はしないと、そういう判断基準になっています。地盤が、地質がどうかというのも当然この考慮の中には入っているというふうに私は認識をしております。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

だって液状化現象が起きたら、いくら建物に耐震したって駄目ではないですかね。それなりに、その液状化のところには液状化の耐震というか、そういうことをしないといくら上物を耐震化したって土地が液状化だったらどうにもならないではないですか。そのところは考えていなかったんでしょうか。

それで教育委員会の説明では耐震補強したから大丈夫だと。45年経っているけども、建物の耐震をしたから大丈夫ですとおっしゃって、液状化のことについては一言も触れられていません。だから皆さん説明を受けていないです。記録を見ても分かると思う・・・時間がないですけど、その液状化についてはどういうふうに考えていらっしゃるか分かっていて身延中学校に子どもたちを集めたといったら、私、もう大きな責任問題ではないかなというふうに思うんですけど。

だっていろんなところで、今回の熊本地震を教訓にしたらいろんなことを想定して考えるのが普通、子どもの命を預かる学校ですよ。そのところを住民の皆さんにも説明もしないで、隠したとは言わないですけど、説明もしないでこういうことをどんどん進めていったということは大きな責任問題に私はなると思います。県の職員が調査に梅平のところに来て、もし地震が起きたら大変なことにこのへんはなるということで調査に来たという話も聞いています。そのところの対応をどうするのか、きちっとした方向性を見せていただかないと親たちは安心できないし私たちも安心はできません。それを一言言って、あと最後の住民の足の確保の問題について質問をしたいと思います。

これまで実施したアンケート調査や住民の足をどう集約し改善をしていくのかということでお聞きをしたいと思います。申し訳ないです。時間がなくなってしまったので簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

今まで、今言われたとおりアンケート等調査させてもらっております。本町では国の平成26年度の補正予算事業の地方創生先行型事業を活用しまして、公共交通のネットワーク計画策定事業を実施したところがございます。この事業を実施していく中で総合戦略のアンケート調査では町外に移りたい理由として交通が不便だからと回答した人の割合が49.4%と最も高く、次いで買い物不便だから48・・・

○11番議員（渡辺文子君）

すみません、時間がないので端的に。

○政策室長（佐野文昭君）

分かりました。48.1%でした。そして公共交通のネットワーク計画策定事業のアンケートを実施しました。公共交通のアンケートでは乗り合いタクシーの利用者、そして町営バスの利用者、路線バスの利用者という形でアンケートを調査させていただきました。これらのアンケート結果をもとに提案されたものを説明させていただきます。

町営バスの延伸、そして土曜日の運行および接続時の乗継便の無料化というものを提案されております。延伸の内容は北部地区は鞆沢の車庫から増穂商業・鞆沢口駅まで、南部地区は新早川橋から身延山病院、身延高校、身延駅までの延伸、また途中の甲斐岩間駅でのJRとの接続というようなことを提案されております。このように町内を縦軸に1路線設定し便数を確保して既存の古閑甲斐岩間線の循環戦との接続および乗り合いタクシーとの接続を考慮する中で既存の運行事業者と協議を重ね町民の利便性の向上が図られるよう、検討を進めていくという予定でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

渡辺さん。

○11番議員（渡辺文子君）

町営バスについては、高校生の通学バスが問題になっていて本当に不便だという声を、なんとかしてくださいということで私も政策室には言ったんですけども、これで身延高校と増穂商業の子どもたちはバスで行けるということで安心をしました。

それから乗り合いタクシー、今の町営バスで乗り合いタクシーについては本当に今まで私、何回も質問してきましたけれども、大変前向きに検討していただいて、まだ利用できていない町内のほとんどの集落に足を運んでくれたということで聞いていますが、今お答えになった土日・祭日の運行というのはクリアできたということで、料金の300円は高いではないかということで、それを安くするという、高齢者はさらにもっと安くしてもらいたい。タダというところもありますので、ぜひそれは検討していただきたいということで、同じ町内なのに乗り換えをしなければいけないということで、これ料金の問題は解決したのかなというふうに思いますが、乗り換えをせずに行きたいという。それから町外に住んでいるが親の世話や介護で利用したいという、これはなんか現実にはもう利用できているということで改善していただいているそうなんですけども、私のところにもそういうことを、分からないで改善してほしいということの要望がありましたけど、これは周知をしないと皆さん利用できないものですからぜひ大きく周知をして利用しやすいようにしていただきたいと思います。答弁は無理ですね。

以上、前向きにやっけていただいているということで引き続き、あと1集落行っていないところがあるので、このことについても努力をしていただきたいと思います。すみません、時間配分が。申し訳ありませんでした。

以上をもって終わります。ありがとうございました。

○議長（野島俊博君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

それでは議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時20分にします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時20分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の3番、赤池朗君の一般質問を行います。

赤池朗君の質問を許します。

登壇してください。

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

通告に従いまして一般質問を行います。

平成28年4月14日以降、熊本県で発生した地震の被害により亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げるとともに被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

はじめに身延町の防災について質問します。

本定例会では質問者4人のすべてが災害時の対応について質問しています。それだけ重要な問題と捉えているわけで町民の関心も深い事項です。

4月に発生した熊本地震では多くの人命と多大な建造物や道路等の被害が発生しました。私たちが住んでいる身延町でも地震が起こると多大な被害が想定されるわけですが、内閣府では東海地震対策について東海地震の想定震源域では、おおむね100年から150年の間隔で大規模な地震が発生しているが、いつ大地震が発生してもおかしくないとみられていると発表しています。

東海地震は唯一直前予知、つまり地震の前兆現象をとらえる可能性があり、予知された場合には事前避難、交通規制等の対策を講じるとしてしています。当該地域を震源とする大地震は周期性があり21世紀前半にも次の地震が発生する可能性が高いとされています。

そこで本町において大規模災害が発生したときに避難所、避難地、福祉避難所の受け入れ態勢はどのようになっているのか。災害が発生したとき避難する場所として避難所、避難地、福祉避難所があります。町ではガイドブックやホームページ等で広報していますが一般の町民はそれを理解してはいないのではないかと思います。それらについての説明をお願いします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

身延町地域防災計画では避難場所として避難地と避難所を定めております。避難地のうち一時的に集合し、避難所への中継点とする集合地と集合した人々の安全が確保できるスペースを有します避難地があります。避難地にはグラウンド等74カ所を指定しております。避難所は災害等により居住場所を確保できなくなった方々を収容し救護、復旧等の拠点となる施設であり38カ所を指定しております。福祉避難所は障害者、寝たきりの高齢者など一般の避難者と共同生活が難しく介護が必要な方を受け入れるもので23カ所を指定しております。これらにつきましては平成27年9月発行の身延町災害対策ガイド&マップ等に記載をしてあり、各世

帯に配布をいたしました。またホームページにも掲載しておりますので、周知については図られているというふうに考えております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁のように避難所、避難地、福祉避難所につきましては住民がもう一度よく理解して自分たちの避難する場所の状態や経路を確認しておくことも大事なことと思います。ではその各避難場所についての受け入れ態勢はどのようになっているのか。例えば旧静川小学校の体育館や3月で閉鎖されたなかとみ青少年自然の里であります。避難するとき、その場所へ入ろうとするとき入口のカギの管理や建物等の二次災害、例えば天井板や電灯の落下等、備品等の倒壊などの危険性の把握等はなされているのか、答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

各集落公民館等が避難所に指定されている場合につきましては、各地区でもカギを管理していただいておりますけれども、青少年自然の里などは県の施設でもあり、カギは地区では保管はしておりません。災害発生時の避難所設置もありますので、地域への受け渡しについて施設管理者と再協議をしていきたいと思っております。38の避難所におきまして、新耐震基準による建物および耐震補強済みは36施設で基準を満たしていないのは2施設ございますけれども、現時点で建物の不備による二次災害の恐れはないということを確認しております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま現時点での建物の二次災害の恐れはないと確認しておりますという答弁がありましたが、それらは時間の経過とともに劣化等の進行が考えられますので今後も定期的に安全確認等をお願いします。

また先ほど渡辺議員の質問にもありましたが、その避難所につきまして障害者が気兼ねなく利用できるための対応も行政と住民はしていかなければならないと思います。

今回の熊本地震の被災者は被災から2カ月経った今でも避難所での我慢の生活をしています。一刻も早く元の生活に戻れるようにと思うのは全国民の願いです。そういう中で仮設住宅に入居することもなかなか進まず疲労困憊している状態です。このことはおそらく私も含めて多くの人たちが熊本周辺で、このような災害が起こることをほとんど想定していなかったんだろうと思います。これを教訓に本町としてもより充実した災害対策を講ずる必要があると考えますが答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

仮設住宅等につきましては、災害により住宅を滅失した方のうち自力で住宅を確保できない方に対して応急仮設住宅を設置して供与することとなっております。仮設住宅建設候補地につきましては飲料水が得やすく保健衛生上、適当で二次災害の恐れがない場所であることなどの

要件に該当いたします下山ユニブレス野球場、甲南スポーツ広場、下部地区運動場など12カ所を選定しており、応急仮設住宅および住宅の応急修理計画に基づき対応していくこととなります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

実際に熊本では被害が大きくなり役場機能も滞り、罹災証明書等の発行に時間がかかっていました。その結果、避難所生活が長くなり、それが原因で体調を崩したり、亡くなるケースも発生しています。早く元の生活に戻れることが一番ですが、それまでの間に仮の住居として空いている公営住宅や民間のアパート等の活用と仮設住宅の建設や罹災しなかった近所の空き家等の活用が考えられますが、空き家をもし活用する場合、被災した住民が個々に探して交渉したり貸したりするのが非常に大変だと思います。そして時間がかかるでしょう。むしろ空き家の持ち主さんが役場に申し出てそういう届け出等をしてくれればよいと思いますが、そういう体制をつくる予定はあるのか。ないのなら検討して制度を創設したらよいと思いますが答弁をお願いします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

現状では空き家の利活用につきましては政策室が運営をしております空き家バンクがあり、空き家を譲渡または貸付してもよいと考えている所有者の方が登録をしております。しかし空き家バンクに登録済みの建物につきましては新耐震基準を満たしているものはほとんどなく、災害発生時に仮の住居として利用できるかは不明であり、個人所有の空き家について災害時等に利用できる登録制度はございません。今後、関係部署と協議し検討してまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま空き家バンクに登録済みの建物については、新耐震基準を満たしているものがほとんどないという答弁がありました。せめて基準を満たしているものについてはすぐに分かるように資料化しておいたらよいと思います。

次に自主防災組織の充実について質問します。

総務省は自発的な防災組織として市町村がその充実努めなければならない旨、規定しています。自主防災組織は自分たちの地域は自分たちで守るという自覚、連帯感に基づき自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し軽減するための活動を行う組織であることは誰もが承知していることですが、著しく進む本町の少子高齢化の中ではだんだんその維持が難しくなっています。ひとたび大規模な災害が発生したときに被害の拡大を防ぐためには国や都道府県、市町村の対応、これを公助といいます。ただでは限界があり、早期に実効性のある対策を取ることが難しい場合も考えられるため、自分の身を自分の努力によって守る自助と共に普段から顔を合わせる地域の近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら取り組まなければ

ばならないと思いますが、自主防災組織は単なる災害発生時の対応だけでなく地域社会におけるつながり、結びつきといったコミュニティ機能も果たしていると考えます。自主防災組織は住民全体で組織運営し地域住民の創意工夫による主体的な活動が求められますが一方、行政としてはその自主防災組織に対してどのようなことができるのか答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

自主防災組織は身延町内すべてに組織をされておりまして組織率100%となっており、運営は各自主防災会長を中心に自主的に運営をされております。万が一、災害が発生した場合、一番重要な対策はまず自分の命を守っていただく自助であり、次に自主防災組織等で協力し合い助け合う共助の部分だと考えております。

自主防災組織の活性化につきましては、県主催の峡南地域防災力強化戦略防災リーダー養成講座に自主防災組織の方に参加をしていただいております。また27年度には災害発生時に中心となって避難所運営を行っていただく防災リーダーの養成と避難所でのさまざまな対処法を習得する避難所運営研修を開催し99名の方々に参加していただきました。消防団におきましても昨年10月に普通救命講習会を開催し135名の団員が心肺蘇生法、AEDの使用法や止血法などを習得したところでございます。これらの研修会等につきましては、今年度も昨年同様に参加していただけるように働きかけをしまいたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

行政としていろんな講習会等を開催していただいております。住民としても積極的に参加し万に備えるべきだと考えます。

次に備蓄品の在庫状況について質問します。

これは深澤議員が質問した項目と重なるとは思いますが、重ならない部分で過日の山梨日日新聞に必要な備蓄が3日以上ない市町村の中に身延町があるという記事が載っていましたが現在の備蓄量、数量は先ほど深澤議員のところの説明いただきましたが、その中で足りないものはどのように補充するのか。食料品等の期限のあるものはどのように扱うのかということをお答え願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

山梨日日新聞で報道されました備蓄数量の不足につきましては、本町の総人口に対する備蓄品の比較でございます。防災計画の想定どおりであります。町民の45%が避難すると想定をいたしますと5,850名の3日分で5万2,650食が必要となります。現在、備蓄しておりますアルファ米4万4,500食とビスケット9千食、合わせますと5万3,500食ありますので想定される必要数は確保されているというふうに考えております。また身延町災害対策ガイド&マップ等でも各家庭に対しまして3日分の食料の備蓄をお願いしているところでございます。町が備蓄しております非常食につきましては購入後5年で更新を行っております。消費期限が迫ったものにつきましては、防災訓練の際に希望する自主防災組織に配布し炊き出

し訓練等に活用していただいております。

なお、本年度はフードバンクへの提供もしてまいりたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまの答弁で防災計画の想定ですと町民の45%が避難すると想定しているようですが、予算の関係もあります。できるだけこの備蓄量は多いほうが良いと思いますので45%を50%にするとか、もう少し数値を上げられれば良いと思います。よろしくお願いいたします。

また5月26日に青少年育成町民会議の総会がこの総合会館でありましたが、その総会におきまして家庭の貧困対策に取り組み、食料支援に取り組んでいるフードバンクの代表の方の声を聞きました。毎日の食事に困っている方がいることをその場で知り、そのような取り組みをしている事業者に本年度はフードバンクへ提供もしていきたいという答弁があった、非常によいことだと思います。

次にハザードマップの見直し改定はということで、ホームページから身延町ハザードマップを見ますと、その日付が19年3月と記載されています。それから9年が経過したわけですが、本町の防災対策は適時なされてきたと思いますが、内容等に改定または追補等をしなくてよいのか答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

富士川および早川の浸水区域の設定公表につきましては富士川が平成14年1月、早川が平成19年1月でありました。平成19年3月作成の身延町ハザードマップはこれらの情報をもとに作成をしております。平成25年度には航空写真を利用した土砂災害等の情報も含んだハザードマップを作成し、各世帯に配布するとともにホームページでも公表をしたところでございます。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

改定の内容につきましては、パンフレット等で周知することは時間数量的にも大変だと思いますが、ホームページの改定はすぐにはできるとは思いますのでできるだけ早く改定があったときには改定していただきたいと願います。

次にヘリポートの現状とこれからについて質問します。

防災マニュアルの第3章、防災の基本方針には円滑な救助、救急、医療および消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため交通規制、施設の応急・復旧、障害物除去等による交通の確保、ならびに優先度を考慮した緊急輸送等を行うとあります。本町では地形的に広範囲で少人数の集落がたくさんあります。道路の損壊や土砂崩れ等により孤立する可能性は大であることは誰も思うところです。一昨年2月の大雪のときは孤立した集落の人のために医薬品や食料などをヘリコプターでの搬送で対応したことはご承知のとおりです。では本町では現在どのような場所に何カ所、ヘリポートがあるのか。また先日の町民と議員との懇談会でも地元にもヘリポートを造ってほしいという要望がありました。今後、ヘリポートについて造設

の予定はあるのか。またそのときは、住民の要望等はどのように申し入れればいいのか答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

県消防防災ヘリコプター出動要請計画では、ヘリコプターの出動要請は災害が隣接する市町村に拡大し影響を与える恐れがある場合、町の消防力では防御が困難な場合、救急救助活動等航空機による活動が最も有効な場合、要請することとなっております。県防災ヘリ等の離着陸に対応できます国土交通大臣の許可を受けた空港とその他の飛行場以外の航空機の離着陸場があります。場外離着陸場が5カ所、国土交通大臣の許可を受けておりませんが県と確認済みで緊急時においては離着陸できる緊急離着陸場が2カ所ございます。ドクターヘリのヘリポートは町内で31カ所ございます。平成24年度にヘリポートの設置基準をクリアできる場所を選定いたしまして追加指定をしてございます。各地区から設置の要望がありましても設置基準をクリアできなければ設置できませんので、現時点では今後の追加につきましては難しいと考えております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ヘリポートにつきましては、私が想定した以上に特にドクターヘリのヘリポートが多かったなということを感じましたが、また設置基準に満たしているところがなかなかないということなので今後の追加については考えておりませんという答弁がありました。またそのへんも町民の声を聞きながら増やせるものは増やしていただきたいと思います。

次に情報収集伝達の方法について質問します。

災害時において情報収集伝達というのは非常に大事だと思います。全国瞬時警報システム、通称Jアラートと言われておりますが、通信衛星と市町村の同報系防災行政無線や有線放送電話を利用し緊急情報を住民へ瞬時に伝達するシステムであります。これは2004年度から総務省消防庁が開発および整備を進めており、実証実験を経て2007年2月9日から一部の地方公共団体で運用されています。本町では平成23年4月より運用されていることは周知のとおりです。つい最近になってLアラート、災害情報共有システムというシステムがあるのを知りました。一般にはJアラートに比べ認知度が低いと思いますが、この内容とこれから本町でも取り入れるのか答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

Lアラート、災害情報共有システムとは安心・安全に関わる公的情報など住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤でございます。地方自治体、ライフライン関連事業者など公的な情報を発信する情報発信者と放送事業者、新聞社、通信事業者などその情報を住民に伝える情報伝達者とがこの情報基盤を共通に利用することによって効率的な情報伝達が可能になるものであります。緊急時に避難情報、避難所情報、災害対策本部設置情報、被害情報、気象警報や注意報、土砂災害警戒情報、洪水予報などがLアラートを

通じてさまざまなメディアと共有をされます。台風などのときに避難所の開設状況などが表示されるもので住民に直接配信をするというものではございません。山梨県においては平成27年4月1日に全県下一斉に運用を開始しております。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいまこのLアラートというものは、町民に直接配信するものではありませんという答弁がありました。特に重要かつ緊急性を要するときにはこれらの関係する情報等は、役場から防災行政無線等で周知していただきたいと思いますが、たぶん周知すると理解してよろしいですか。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

そのとおりでございます。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

現在、身延町では町民に対して情報を提供手段としてデジタル化防災行政無線が運用されています。平成25年3月、総務省 消防庁 防災情報室の災害情報伝達手段の整備に関する手引きによりますと防災行政無線に加えて多様な伝達手段を整備して信頼性の確保、住民への伝達の向上、非常電源の確保と耐震、対津波対策の推進、対災害性の向上、非常時に自動で各種伝達手段を起動できるシステムの構築をなさいとあります。昨今のICTの発展から現在多くの情報伝達手段が存在します。そして自治体から住民に対して災害情報を伝達する場合、1つの手段で行うより複数の手段で行ったほうがより確実に住民への情報伝達が可能となります。災害情報伝達手段の整備に関する手引きには、各自治体で情報伝達手段を整備するにあたり費用対効果の観点も踏まえ、どのような考え方で整備することが現実的なのかという視点からまとめられているものです。

その情報伝達の手段の1つに現在、多くの人々が利用しているタブレット型情報端末、スマートフォン等があります。それらによる情報配信・収集があります。役場から災害発生メールやエリアメール、緊急速報メール等も発信は効果的な手段と考えられるとあります。またアマチュア無線の社会的貢献が報道などで災害時など非常時の通信に非常に有効であるとしています。日本での例として2008年に発生した岩手・宮城内陸地震では中山間地で孤立した集落が山中の行楽客からのアマチュア無線を活用した通報により多数の孤立者が迅速に救助され人的被害の拡大を防いだことなどが挙げられています。携帯電話やインターネットが広く普及した今日にあってもアマチュア無線の災害時対応などについては、社会から期待されているところです。

これから本町でも災害時にデジタル化防災行政無線のほかに確実に有効な情報手段を検討していくべきと考えていますが、身延町内にもアマチュア無線愛好家があります。それらの人たちの協力を得て災害時対応も有効かと考えますが、たしか20、30年前ごろは身延町のアマチュア無線クラブの存在は特に県内でも有名であったという記憶があります。今でもそのような組

織があるのか。あると聞いていますが実態はどのようになっているのか。あるのならもっとPRしてより多くのアマチュア無線愛好家の協力を得て、災害時の一つの通信手段として活用することを考えたらどうかと思いますが答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

町内のアマチュア無線クラブにつきましては、身延町アマチュア無線クラブとオールジャパンファミリークラブ山梨ブロックの2団体がございます。町ではその2団体とアマチュア無線による災害時の情報収集等の協力に関する協定を平成20年3月26日に締結をしております。身延町地域防災計画の応援協力要請に基づき、災害発生時において公共通信網、その他の手段による通信・連絡が困難または不能な場合、情報の収集および伝達を行っていただけることとなっております。町の防災訓練時には町内各所の通信状況確認訓練を町内アマチュア無線の2団体と行っております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

アマチュア無線愛好家の通信につきましてはさらに周知徹底をして、より有効に活用できるような体制をさらに取っていただきたいと思っております。

消防機関、日赤等が実施する普通救命講習を開催すると中央防災会議では地震対策は直前予知ができないことを前提にすべしと警告しています。私を含め町民自身が明日はわが身と思い災害発生時の対応をいま一度考える必要があると思っております。災害対策は人命に関わる最重要課題ですから、これからも万全の対策を講ずることを求めて身延町の防災について質問を終わります。

次に公共交通網の整備について質問します。

先ほど渡辺議員が住民の足の確保についての質問がありましたが、私は特に高校生の通学手段について質問します。

町内の高校生の多くは身延高校と峡南高校、市川高校、そして増穂高校へ通学しています。現在、北部の中富地区の生徒たちのほとんどが自宅から最寄りの駅まで徒歩、自転車、家族の送迎という方法を取っています。中富地区には身延線の駅が1つもなく生徒や保護者には通学の負担が重荷になっていきます。このことは町内の公共交通網が不十分であることが原因であることは明白です。峡南地区の高校再編は2009年にまとめた高校の整備基本構想で19年度までに検討を進めるとしています。県教委によりますと峡南地域の5町の中学3年生は今後も減り続け、基本構想では学校の適正規模は40人学級で1学年6学級を中心に4から8学級としており、峡南地域は2校が適切だと言います。5町にある4つの県立高校の再編に関連して、これを2校に集約するとしています。再編の理由としましては、峡南地域の生徒数の減少が見込まれることや部活動や選択科目の履修に影響が出ることに加え、4校とも校舎の老朽化が進んでいることを挙げました。また新たに高校の設置場所をJR身延線沿線の市川三郷町とする案も示し身延高校は単独存続としました。県教委は県境に近く他校からも距離があることや生徒の8割以上が身延町、もしくは南部町から通学しているという理由づけをしております。

そこで本町の身延高校へ通学している生徒数は何人ほどいるのか。できれば地区別に答弁を願います。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

本町から身延高校への通学者数でございますが、高校に確認をしたところ3年生51名、2年生39名、1年生41名、合計131名でございます。地区別では下部地区が17名、中富地区が27名、身延地区が87名です。

以上です。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま本町より身延高校へ通学している生徒数は131名という答弁がありました。少子高齢化が進む峡南地域において身延高校はなくてはならない存在と私は考えます。中富地区から身延方面への公共交通機関がない状況で生徒、保護者が通学に関し苦労していると訴えています。そのために身延高校が単独存続する案が示された今、町内からより多くの生徒が身延高校へ通学できるように行政として公共交通機関の整備をしなければならないと考えます。それは先ほど渡辺議員の質問の答弁にありましたように、身延高校周辺までの直通バスを運行してほしいと考えます。町では公共交通審議会という組織があって町内全般にわたり公共交通の改善に向けて審議検討しているとのことですが、具体的に委員はどのような方でどのような議題でどのような審議をしているのか、その結果はいつ出るのか答弁願います。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

地域公共交通審議会と今言われましたけども、地域公共交通会議という組織がございます。これにつきましては、国土交通省におきまして地域公共交通会議の設置および運営に関するガイドラインが示されております。町ではこれに基づいて設置要綱を定めております。目的としまして、第1条に道路運送法の規定に基づき地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保、その他旅客の利便の増進を図り地域の实情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置するというふうに掲げております。

交通会議の構成員は、第3条に（1）町長またはその指名するもの。（2）一般乗合旅客自動車運送事業者。（3）一般貸切乗用旅客自動車運送事業者。（4）住民または利用者の代表。（5）関東運輸局長、山梨運輸支局長、またはその指名するもの。（6）一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体。（7）道路管理者、山梨県警察本部、学識経験者、その他の交通会議が必要と認めるものというふうになっており、本町では14名で構成をしております。

協議事項につきましては第2条に掲げておりまして1．地域の实情に応じた適切な乗合旅客運送の態様および運賃、料金等に関する事項。2．町営有償運送の必要性および旅客から収受する対価に関する事項。3．交通会議の運営方法、その他交通会議が必要と認める事項というふうになっております。このように第2条の協議事項により議題として審議をしていただきま

すが、昨年度地方創生先行型事業を利用しまして公共交通のネットワーク計画策定事業を実施したところでございます。この事業の提案として、先ほども触れましたけれども既存の新早川橋鞆沢線を路線延長することにより利用者、特に高校生の通学の利便性の向上を図っていかうとするものでございます。すでに身延高校と増穂商業高校には生徒の通学の状況および路線バスの利用規模等のアンケートを依頼しております。これらの状況を把握し実施に向けて既存の事業者と協議をしたあとに地域公共交通会議を開催していただき、審議をしていただく予定となっております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

赤池君。

○1番議員（赤池朗君）

ただいま公共交通会議という会議の内容を説明いただきました。いろいろな人たちが集まって内容的にも非常に難しい面もありますが、ここは町民のための行政ということで、できるだけ需要に応じた交通体制を組んでいただければと思います。高校生の通学だけでなく一般の住民も公共交通機関の充実を望んでいます。私たちの世代も近い将来、自分で運転ができなくなる時がきます。今、高齢者による交通事故が多発している原因の1つに高齢化による身体能力や判断能力の衰えが考えられます。自分では運転したくないのだが、公共交通機関が十分でないため仕方なく運転をしなければならないという実情があります。そういう意味も含めまして、できることから始めて、より充実した整備を願うとともに安心・安全なまちづくりに努めるよう要望しまして私の質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

赤池朗君の一般質問を終わります。

ここで議事の途中ですが、暫時休憩といたしまして再開は13時05分とします。よろしくお願いたします。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時05分

○議長（野島俊博君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

次は通告の4番、芦澤健拓君の一般質問を行います。

芦澤健拓君の質問を許します。

登壇してください。

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

それでは5番、芦澤健拓です。通告に従って質問いたします。

はじめにみのる基金の有効活用についてということでお聞きします。

ニプロ株式会社の故佐野實前社長からご寄附いただいた2億円に関しましては身延町佐野實地域振興基金条例でその使い道などが定められております。条例の第1条には保健福祉の向上、定住促進支援、子育て支援、人材育成により地域振興を図るため一般財団法人みのるからの寄附金等を原資として身延町佐野實地域振興基金を設置するとされております。つまり福祉の向

上、定住促進、子育て、人材育成などで地域振興を図ると。このために使用されるための寄附金であるということを確認しておきたいと思います。

さてご存じのように故佐野實氏は医療機器とガラス製品のメーカーとしては日本有数の大企業であるニプロ株式会社を一代で築き上げた、いわゆる立志伝中の人物であります。故人は大正15年6月10日に本町上之平において生を受け、身延高校から東海大学の前身である東海科学専門学校を経て昭和30年に日本硝子商事を設立いたしました。そして平成13年にはこの日本硝子商事の名前を改めました株式会社ニッショーという会社を設立し、ガラス製品の製造開発だけでなく多くのスーパーマーケットのような量販店としても有名な企業でございます。このニッショーを再び商号変更いたしましたしてニプロ株式会社といたしまして医療機器とガラス製品の大企業に育て上げたわけですが、平成24年、享年85歳で惜しまれながらご逝去されました。

故人は故郷山梨のために企業の利益の一部を還元したいということで、母校身延高校の野球部の室内練習場を寄贈したり、サッカーのヴァンフォーレ甲府のユニフォームスポンサーとして資金提供をして山梨のために貢献されました。そして没後は奥さんを通じて2億円という大金を身延町に寄附されたわけです。私は3月議会で子どもの貧困対策の一環として、このみのる基金を給付型奨学金として活用したらどうかという提案をいたしました。これも人材育成というみのる基金の活用方法という意味では、大変有効活用であるというふうに考えたわけです。私自身も、その後、社長の信頼が厚かったある男性から寄附金の使い道に関して亡き社長がどのように考え彼に伝えていたのかを知り、今回一般質問で取り上げることになりました。

それによりますと故人は生前、下部温泉郷の衰退ととりわけ下部温泉駅の無人化に心を痛めておられて、現在は残念ながら使われていない駅舎の事務室であった場所を改造して軽食や販売ができるような施設、観光案内所などを設けるほかJRの切符販売業務を復活させることなどを考え、案内人を置くことで下部温泉の活性化を図るべきであるというふうに考えておられたということです。町長と副町長にはこの男性から直接話をしてあるそうですけれども、故人の遺志についてどのようなお話を聞いていらっしゃるか、町長にお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

この問題につきましては、私よりもその2億円の寄附をいただく当初から参画しております政策室長に逐一説明をいたさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（野島俊博君）

政策室長。

○政策室長（佐野文昭君）

みのる基金につきましては、これまでの経過を述べさせていただきます。

平成26年9月3日、故佐野實さまのご親族からの依頼で弁護士から町のほうへお電話をいただきました。内容につきましては、遺産分割の手続きが完了したので故人の遺志に沿って身延町へ寄附をしたいが町としてはどのような事業があるのか、また事業が決まったところで会って内容を煮詰めて、その後、奥さまと会っていただき決定したいというような内容でございました。突然のことではございましたので、また金額も分からないということで検討をして事

業を報告させていただくことになりました。

町としては各課へ今後5年間の単独事業で寄附金を充てることのできる事業の提出を依頼し10月17日に弁護士に事業の予定の一覧表を送付いたしました。その後、大阪の弁護士事務所において寄附についての打ち合わせを行うことになりまして、11月13日に町からは元会計管理者 現学校教育課長、元財政課長 現総務課長、そして私の3名が訪問をさせていただきました。当日は故佐野實さまの奥さま、そして奥さまのお姉さま、そして一般財団法人みのるの評議員さん、理事、弁護士の5名に対しまして町の事業予定の説明を行いまして、いただける寄附金の内容につきましては、主に保健福祉の向上および定住対策事業に活用したいという旨をお伝えしたところでございます。また弁護士からは使途内容について事業指定は行わないが佐野實基金というような名称で寄附者が分かるようにしてほしいと言われました。奥さまからは若者の教育関係や町の活性化に活用してくださいと言われました。町からは基金条例案の概略説明をしまして、そして寄附をいただく流れを説明させていただいたところでございます。その場では一般財団法人みのるから2億円を寄附してくださる予定ということと11月中に理事会を開催して寄附を決定する旨を伝えられました。また今後、基金条例の設置内容につきまして、案を町から提示して双方で確認を行うということと使途については予算化した内容を文書で報告することが決まりました。

以上がいただくまでの経過で基金条例の第1条にありますように保健福祉の向上、定住促進支援、子育て支援や人材育成など地域振興を図るためと設置目的を確認していただいております。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

ということは、ここのこの条例に書かれている目的の内容ということで、特に下部温泉駅のことについてはお聞きになっていないということによろしいですか、町長。町長に話をしたということを聞いているので。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

私はみのる基金、その他、奥さんからは一切聞いておりません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

奥さんからではなくて、名前をここで言うわけにはいきませんが、元ニプロの社員で大変社長の信頼が厚かった人間がおりまして、彼から私はそれを聞いて先日、電話でももう一度確認をさせていただいたくらいですから、この話は間違いないと思うんですが、そういうことは、ではお聞きになっていないということですね。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

町長も私も正式な場では聞いておりませんが、実は私は5月5日の子どもの日に醍醐山の登山に参加させていただきました。その際に今おっしゃったある住民の方からそんな話を、私は立ち話の中でお聞きしております。ただ私も先ほど来、議員さんが条例の第1条を読み上げましたとおり目的を理解しておりましたし、戻ってからいきさつを知っている3名の職員にも確認し、特に政策室長とも話をした中でそういう話はないということを聞いております。一応お聞きだけはしているという状況です。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

前社長のお考えとちょっと異なっているというふうに現在では考えられますけども、下部温泉郷の復活ということについては私も何回もこの場で質問させていただいておりますけども、下部温泉駅の復活を図ってそれで下部温泉郷の活性化にもつながっていくのではないかというふうに考えておりましたので今のような話をさせていただいたわけですが、地方創生のアクションプランの中にも駅舎の活用を検討するという項目が含まれておりましたので、これはその故人の遺志が通じてこういうふうな項目が含まれていたんだというふうに考えたわけですが、そうではないということですね。もう一度お聞きします。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

総合戦略とこの基金とは切り離しております。あくまでも総合戦略の中で、国の制度とか県の制度、そういう有利なものを使いながら整備をしていくということで総合戦略は組んでおります。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

分かりました。ある住民の方から私も聞きました。それで彼が言うのにはそういう思いを、社長が下部に来るたびにそういう思いを話されていたということで、なんとかみのる基金をそういう方向に使っていただくわけにはいかないかということでありましたので、本日ここで質問させていただいたわけですが町のほうではそういうふうな考えはないということで確認させていただきました。

それでは次の質問に移ります。

3月議会に引き続きまして下部温泉郷復活のためにということでお聞きしたいと思います。

これもまち・ひと・しごとアクションプランというもので、大型PR看板改修工事という630万円の予算がつけられている看板の撤去と、それから新しい看板を設置するという計画についてでございますけれども、私が3月議会で質問したことについて、町民の何人かの人からどうせ金を使うのであればもうちょっと効果的に使うべきで、今の場所にもう一度、大型看板を造るよりもせつかく中部横断自動車道の下部温泉インターチェンジができるんだから中部

横断自動車道を利用する人の目に触れるような場所に造るべきではないかという意見を聞きました。630万円のうち半分は県からの補助金が出るということですが、半分は町の金を使うという、これまち・ひと・しごと創生のアクションプランの中にあるわけですから、補助金や交付金でやるということなのかどうか、そのへんもちょっと確認してありませんでしたが、できればそういう効果的な看板、看板というのはあくまでもその宣伝効果を狙って立てるわけですから、今、見る場所、ご存じでない方もいらっしゃるかも知れませんが、下部温泉駅の上の山のとっぺんにある1枚が八畳敷という大変大きなものですが、今のところ錆びついてしまって看板の効果はないと。むしろなんかちょっとみすばらしいような感じがするので撤去してもらいたいという意向は下部温泉の旅館の方からも聞いておりますけども、あの場所に再び大型看板を付けることについては、私は本当に無駄な金を使ってしまわないかなという気がいたしますので、その点について総合戦略の責任者であります副町長にお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

副町長。

○副町長（望月幹也君）

下部温泉郷の大型看板についてのご質問ですけども、あの場所はもともと地元の方々からあそこの改修を求められた中で事業化をさせていただきました。先般6月3日ですけども、看板設置の予算を当初予算で通させていただきました。いよいよ県からも内示を受ける中で実施に向けて今、検討を進めております。そういう中で下部温泉郷関係者9名、観光協会、おかみさん会がお礼かたがた要請、できるだけ早くということの要請とお礼に来てくれました。その中ですでに議員さんからも通告をいただいておりますので、看板の設置、位置について見直す必要があるかということを確認しましたが、高速道路は幸い下部温泉というインター名が付くので、下部温泉へ来る人はもうそこで降りますと。今の位置は300号から降りてくる方々、そして高速道路のインターを使って温泉郷へ向かう方々、双方からいってあの場所が適地だろうという回答を得ていますので、今の時点ではわれわれとすれば現地へ再生するという事で調整しております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変いろんな考えがあると思うんですけども、私は非常にその宣伝効果という意味で、あの場所ではちょっと不適切ではないかなという町民の意見がありましたので、改めてまたお聞きしたわけです。

次に総合戦略アクションプランの中で、下部温泉の魅力ブラッシュアップし集客に結び付け雇用を生み出すという中で下部温泉魅力アップ委員会の設立、泉質効能のPR、オリジナル商品開発とPRなどの項目が掲げられております。これについてはそれぞれ具体的な日程とか内容等は検討されているのかどうか、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

下部温泉郷の魅力アップのためにオリジナル商品の開発や地域の食材を活用した料理を提案し地産地消を進めるというそのような内容のもので仮称、下部温泉魅力アップ委員会を設立し検討していく中で下部温泉の泉質・効能のPRとかにつままして古くから下部温泉郷は療養の歴史も有していますので、今後は保養・療養面のパンフレット等でのPR、また地元業者を中心に委託開発によるオリジナル商品の開発・PR、新たな温泉郷復活・活性化のためのイベントへの補助、ホテル・旅館等を主に温泉郷の看板等の統一、駅舎の活用の検討を行い、また仮称ではありませんが身延食協議会等を設置し、あけぼの大豆、ゆば、ホンモロコ等を使った料理のPRを進めるというような内容のもので、現在まだ予算化等はしていませんが町内の観光関連団体、事業者等で組織した身延町観光情報連絡会を立ち上げ観光関連情報の共有、観光事業推進についての協議等を始めておりますので、これらのことを今後設立する各委員会等に生かし、ご意見等をいただきながら実施可能なものを順次進めていきたいと考えております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

具体的な日程等については決められているでしょうか。

○議長（野島俊博君）

観光課長。

○観光課長（柿島利巳君）

具体的な日程は今のところはまだ出ていません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

せっかくのアクションプランですからできるだけ早く日程を決めていただいて、大変下部温泉のためにはありがたい計画でございますので、できるだけ早急に進めていただけるようお願いしたいと思います。

それでは次に熊本地震についての質問をさせていただきます。

大地震への備えは十分かということでお聞きしたいと思いますけれども、すでに3人の同僚議員から同じような質問が出ておりますので、できるだけ重ならないように気を付けるつもりではおりますけれども、重複する場合にはお答えいただける範囲で結構ですのでお答えをいただきたいと思います。

私だけの記憶かも分かりませんが、今までこのような大きな地震が九州地方で起きたというふうな記憶はないんですけれども、直下型の地震というのが日本中どこで起きてても不思議がないということを痛感させられたわけです。本町では糸魚川・静岡構造線と呼ばれる、いわゆるフォッサマグナという日本を代表する活断層が縦断しておりまして、この構造線の一部として曙逆断層、身延活断層の存在も明らかになっているというふうに、この身延町地域防災計画の509ページには記載がされております。また最近の報道によりますと南海トラフには相当なひずみが溜まっており、これもいつ大地震が起きてても不思議がない状況である。それから地域防災計画について、どんな大地震がいつ起きててもすべて想定内であるという状況を考えておかなければならないと思うんですが、駿河トラフのひずみで発生するといわれている東海沖

地震だけでなく、今回起きた熊本地震のような直下型の大地震に対する備えは十分かどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

熊本地震の発生は身延町地域防災計画の地震編、第1章第3節、想定地震では本町に被害を及ぼす地震といたしまして東海地震、南関東直下プレート境界地震、山梨県内および県境に存在する活断層による地震の3種類を挙げております。活断層による地震の中には釜無川断層地震、藤の木愛川断層地震、曾根丘陵断層地震、糸魚川・静岡構造線地震の4種類が挙げられております。

ご指摘の糸魚川・静岡構造線につきましては日本を代表する活断層でありまして本町を南北に縦断しております。この断層により地震が発生した場合は大規模地震となり大きな被害が予想されます。本町は東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、県による東海地震被害想定調査報告があるため防災計画の第4章、被害想定もその数値により想定しております。マグニチュード8.0規模の地震が発生しますと身延町では最も被害が大きい場合、死者88名、重軽傷者734名、建物の全半壊は3,600棟を越し地震発生1日後に避難生活を強いられる人は4,700名を超えると想定されております。

今後、熊本地震発生によります県防災計画の見直し等があった場合にはその時点で検証し計画に反映をさせてまいりたいと思っております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

地震に対して自助、共助ということで先ほども話が出ましたけれども、この防災計画の531ページには地震に強いまちづくりの推進ということで道路施設等の対策、河川等の対策がいろいろ出されております。実際こういうことをやっておけば、少なくとも今の被害想定よりも被害が少なくなるのではないかなというふうに思うんですが、道路管理者である町長はこの地震に強いまちづくりの推進についてどのような思いでいらっしゃるのか、その点についてお聞きします。通告にはありませんけれども町長の思いとしてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

望月町長。

○町長（望月仁司君）

通告にはございませんと本人が言っておりますので、私も通告をいただいておりますが申し上げます。私は大きな地震がきても、少なくとも私どもの町からは被害を最小限に食い止めるべく道路網の整備、その他を行っていかねばいけないうようなにも考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

道路、河川だけではなくて地滑り対策についても相当のいろんな地域でそういう被害が想定

されているということがこの身延町地域防災計画の中には記されておりますので、ぜひともそのへんを町長のお力、あるいは町の力で防いでいただくように今後考えていっていただきたい。急傾斜地等も非常に多く想定されています。中部横断自動車道は遅くとも30年3月までには供用開始になるということで、国道52号線と同様に災害時の避難路として活用することが想定されております。東海、東南海、南海地震などが発生いたしますと静岡の場合には浜岡原発の事故も想定されることから静岡方面から避難してくる人が相当多数にのぼることが予想されると思います。そこでお聞きしますが本県に隣接する静岡県内の自治体とはどのような範囲でどのような相互援助協定が締結されているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

中部横断自動車道につきましては大規模地震等が発生した場合、町内の負傷者の搬送や住民の町外への避難、また救援物資等の搬入など身延町にとって災害に強い大切な道路であるとともに隣接します静岡県等で大規模災害が発生した際には被害者の受け入れ、救援物資の輸送など役割を負う重要な道路でございます。身延町が関係いたします広域避難に関する協定につきましては現在、山梨県を含む1都9県で災害時等の相互応援に関する協定を平成8年に締結しております。また市町村単位で締結しております相互応援に関する協定につきましては山梨県、静岡県、神奈川県の関係市町村で締結いたします富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議構成市町村災害時相互応援に関する協定、山梨県・静岡県の富士山周辺の市町村で締結します環富士山地域における災害時の相互応援に関する協定、山梨県内の富士山周辺市町村で締結いたします富士北麓災害時の相互応援に関する協定、平成南部藩構成市町で締結いたします大規模災害時の南部藩ゆかりの地相互応援に関する協定などがございます。

応援の種類といたしましては物資等の提供および斡旋、応急対策に必要な職員等の派遣、施設または業務の提供、もしくは斡旋などを定めております。さらに個別の協定といたしまして富士山火山噴火時におけます鳴沢村の広域避難に関する覚書を平成28年3月30日に締結したところでございます。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私もこの防災計画の中の資料編にある応援協定書、相互応援協定書というのを拝見させていただきましたけれども、平成元年につくったものとか2年、15年、12年とか古い協定書でこのままだにずっと同じように生き続けているのかどうかちょっと分かりませんということと、それから実際にはもうすでに町名等が、町名、市名等が変わっているものもあるんじゃないかなと思いますが、先ほど同僚議員からこの防災計画そのものをちょっと作り直したらどうかという話が出ておりますけれども、この身延町地域防災計画、この本は平成25年の9月に身延町が修正して株式会社ぎょうせいが印刷したというふうなものになっておりますけれども、これは先ほどの話によりますとホームページでどんどん改定されているからいいんだみたいな話ですけども、実際ホームページでこういうものを確認できる人とできない人があると思いますし、この防災計画の内容が非常に分かりにくいというか、読みにくい内容になっておりますので、このへんもちょっと含めて一般によく分かるようなものにつくっていく必要があるんで

はないかなと思いますけども、これはこういうものでなければいけないというふうなことになるのかどうか、その点についてをお伺いします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

防災計画につきましては、先ほど深澤勝議員さんのときにもお答えをさせていただいたんですけども、現時点ではこういった冊子による方式を取らせていただきまして、変更があったものにつきましてはこういった新旧対照表ということでお知らせをさせていただいております。

計画の内容につきましてはやはり災害が発生した場合、住民の方の生命、財産等を守っていくのにどのような対策を取るのかというふうなことを謳っていくにはどうしても今あるようなこういった形の防災計画として整備しておかなければいけないというふうに思っております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

私もそういう思いで見せてもらったんですけども、非常に難解な書物になっております。これをすべて理解できるというのはかなり、行政の皆さんでなければ無理かなというふうに私自身は感じたわけです。先ほどちょっときちんと質問しなかったんですが相互援助協定、かなり古い日付のものもありますが、これは新たに日にちを改めて協定が結ばれているのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（野島俊博君）

総務課長。

○総務課長（笠井祥一君）

この協定につきましては、内容に変更等があった場合につきましては見直しを行っておりますけれども、そうでない場合につきましてはその日付で現在も生きているということになっております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

直したほうがいいんじゃないかなという部分が結構ありますので、もう一度検討をしていただきたいというふうに思います。

最後、災害時にはいわば災害弱者と呼ばれる障害者、高齢者などのための福祉避難所設置の必要性が指摘されてきたわけですけども、本町には身延山病院をはじめとして3つの病院、それからみのぶ荘、しもべ荘などの特別養護老人ホーム、それからそこに入院している人、入所している人のほかにもデイサービスやショートステイを利用している人が多数おります。それから重度の腎障害のために人工透析を継続的に受けている患者さんなんかもおります。そのほかにも聴覚障害者、視覚障害者、重度の心身障害者など災害時の避難の際に配慮が必要とされる人が多数いるわけです。もちろんそれぞれの病院や施設では独自に避難訓練などを行うほか災害時の対応についてもいろいろな対策を講じてはいるようですけれども、いったん災害が発生したときは消防や自衛隊の救援が来る前にまずいわゆる自助、共助による避難が必要になるわけで、最後に公助として町としてはこういう病院や高齢者養護施設の防災避難等について

どのような対応を考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○議長（野島俊博君）

福祉保健課長。

○福祉保健課長（穂坂桂吾君）

ご質問の内容から現在、町内には障害者や高齢者のための入所、あるいは入居の施設、これが11施設ございます。病院等にも触れられたんですが病院等は含まれていません。特養であったり、障害者の入所施設、それらが11施設あります。災害時におけるこれらの施設の利用者の安全確保につきましては、まずは事業者に求められるということでありまして、本町の条例ですが地域密着型サービス等の基準を定めた条例、その運営基準の1つとして非常災害対策に関わる規定を置きまして次の3点を事業者に求めています。1つは非常災害に関する具体的な計画を定めること。次に非常災害時の関係機関への通報および連携体制を整備すること。3つ目にそれらを定期的に従業員に周知するとともに避難、救出、その他の必要な訓練を定期的に行うこと。その3点を事業者に求める条例の規定となっております。この規定の意図するところで特に重要なのは消防団、あるいは地域住民との連携を図り非常時には避難等に協力してもらえよう体制を日ごろから築いておくという点であります。この点を含めまして非常災害への備えについては改めて事業者に要請をしまいたいというふうに考えております。

公的な部分でどのような対応かというような趣旨の質問であります。どのようにその災害を想定するかに関わってくるんですが大規模災害、町内各所で被害が発生した場合、それに伴う混乱の中で先ほど事業者に求めました町内防災関係機関や地域住民の支援が得られない事態も十分想定されるところであります。そのような状況下では、山梨県等を通じまして外部からの応援を要請するなどの手段を講じる必要があると考えております。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

今の話を聞いて本当になんかちょっと困ったなというふうに思ったのは、私はしもべ荘の評議員を承っております、しもべ荘のいろんな会議に出させていただくと、こういうことをやっているんだよということで避難訓練とか、今おっしゃったような非常災害時の対応についてお聞きするわけですけども、特にしもべ荘の場合にはすぐ裏を雨河内川が流れておりまして崖崩れになるような可能性があるような場所も多数ありますので、そういうふうなことで本当に災害時にはどうすればいいのかなとか、実際あの場所はその近所の人たちがいわゆる住民が大勢いるわけでもないですし、そういう意味では大変心配だなというふうに考えているわけで、そういうことで現在どういうふうな対応を考えておられるかということについてお聞きしたわけですけども、今後もそういう施設での防災避難等についてはわれわれも深く考えて対応していかなければいけないというふうに思いました。

最後に身延中学校について伺いしたいと思います。

身延中学校は順調に船出したのかということで、新中学校開校以来の状況と問題点についてお聞きしたいと思います。

これはちょっと余計な話をはじめにするわけですけども、5月22日に豊岡地区の公民館で行われた町民と議会との懇談会で町民の方から通学バス運行業務の8,500万円は毎年同

額支出するのか、業者は入札で決めたのかというふうな質問が出されました。当日、最前列に教育長が座っておられましたので、私とすれば教育長がお答えいただくのが一番いいのかなというふうに思っていたわけですが、教育長が公人としてではなくて私人として出席されていたということでお答えにならなかったのかなと思いましたが、座長も特にそのへんの発言を求めたりはしなかったで、この問題について特にお答えすることはなかったんですけども、特に責めるわけではありませけれども、自由に発言できるような雰囲気の中でなぜ教育長は発言されなかったのか、そのことの理由と改めてこの上記の町民の質問に対する答弁をお聞きしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

5月22日の豊岡地区公民館で行われました町民と議会との懇談会の席上のお話だと思います。私が身延地区の町民と議員との懇談会に参加をさせていただきましたのは今、議員さんもおっしゃられましたように身延地区に私、住んでいますので町民の一人として参加をさせていただきました。町民と議員さんとの懇談会というのは今まで議会の活性化、それから町民の皆さまに信頼される身近な議会の実現を図るための取り組みだと思っております。町民から身近な情報や貴重な意見をお聞きする機会だと、懇談会だと理解していました。私は一町民としてそこへ座っておりましたので、教育長としてそこで発言するということは控えさせていただきました。

それから後段の上記の質問に対する答弁ということでありましたので、そこを触れますけども中学校のスクールバスの運行業務の委託費につきましては、平成28年度当初の予算額は議員さんもお承知のとおり8,483万6千円でございます。この内容は中学校への登校、また下校便、5路線10便の運行費7,880万円ほどと校外活動として県内各地へ出向くための臨時に運行される80回の運行費600万円ほどを見込んだ合計であります。しかし実際には中学校の教育課程とか、あるいは部活動の実施予定日の積み上げなどにより算出した運行便数をもとに走行距離に応じた燃料費、それから保険料、修繕費、人件費等を精査し積み上げた結果、業務委託の契約額については6,935万4,360円になりました。この契約金額につきましても運行実績に基づいて毎月清算し支払いますので、年度末には契約額の変更も予想はされません。

このようにスクールバスの運行日数、運行便数、運行経路などによりスクールバスの運行業務量が変わりますので委託費用も毎年変わってくるものと思われれます。また今年度の中学校のスクールバス運行業務委託の契約方法につきましては、競争入札ではなく随意契約により山交タウンコーチ株式会社と契約を締結いたしましたところでございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

大変細かくご答弁をいただきましたけれども、そういう答弁をたぶん町民の方もお聞きになりたかったのではないかなというふうに思います。その質問した町民の人もあそこに教育長がいらっしゃいますけどみたいな話をされていまして、教育長がそのときにそういう話をし

ていただければもっと理解が進んだのではないかなというふうに私は思いました。

次に中学校統合によって通学バスを利用することになりました中富地区の保護者の方から、娘が通学バスを利用して通学していますが、教育委員会が言った時間よりかなり長い時間がかかっていると。うちの娘は体が弱いこともありますが、通学バスとか新しい学校という環境に慣れなくてストレスが溜まったのか、ときどき学校を休むこともあります。にもかかわらずどこにも相談することができないのでということで私に相談をしてくれたようなんですけども、この女性は子どもや保護者の声を聞いてもらいたいのので学校でアンケートを取るなどしてほしいということで、先ほど学校教育課長がお答えになったようなことをお聞きしたわけですが、このアンケートを取るということで、現在取っていらっしゃるということでお聞きしたわけですが、このアンケートの結果について特にこういう弱者、みんなが普通に学校へ行ける、みんなが普通に学校生活に溶け込んでいけるということではないと思いますので、特にこういう少数かもしれないけれども、弱者の声をしっかり聞いてそれにしっかり対応していただくということが今後の教育委員会のあり方であると思いますので、その点についてはアンケートの結果をよく精査した上で対応をしていただきたいというふうに考えます。この通学バスについては、法定速度を守っているのかとかシートベルトはきちりさせているのかというふうな疑問があると思いますけれども、この点についてももしお答えいただけるのであればお答えください。

○議長（野島俊博君）

学校教育課長。

○学校教育課長（笠井喜孝君）

法定速度、それからシートベルトの着用、これは基準で法令で定められていますので、それを遵守して運行を行っています。

それから先ほどのアンケートのお答えについては、アンケートを実施中ですということだけ渡辺議員にお答えをしたんですが、そのアンケートの実施状況についてちょっと触れさせていただきます。安全・安心なスクールバスの運行を行うためには当然、保護者や利用者の意向や感想や意見を取るのは必要なことで、それらを受けて見直し改善をしていかなければならないと思います。それでスクールバスの運行に関しては協議検討をしていただくために身延中学校スクールバス安全運行会議というのを今年度設けますという話をしたと思います。その会議を設置しまして、アンケート調査で出てきた内容等も吟味しながら改善をしていくと、そんなふうに考えております。

それと同時に夏休み中になるそうなんですが、各支部の会議を小学校区の学区が7支部になるわけですが、そこでも統合後の学校の状況、スクールバスの運行の状況等の意見の交換も行われるということですので、それらも踏まえて8月下旬か9月上旬にその運行会議を行いたいという計画でおります。現在、行っているアンケート調査につきましては、学校で調査しているアンケートで学校統合に関するアンケートとして調査をしています。その中にスクールバスを利用している生徒、これは2年、3年生を対象にしているようですが生徒は2年、3年生にアンケート調査、保護者につきましては全保護者を対象にアンケートを取っているということで学校から報告をいただいております。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

アンケートの内容等については、まだ私たちには分かりませんのでなんとも言えませんけれども、ぜひよく内容を精査して対応をお願いしたいと思います。

最後、新身延中学校というのは新身延中学校ではありますが、旧身延中学校の校舎をそのまま使用しているということで、まもなく耐用年数を迎えるということと耐震診断うんぬんということについては何回もこの場所で質問があり答弁があったわけですが、身延中学校1校に統合したということにつきましては、町長がいくら否定されても町長と教育委員会の強い思いの中でそういう統合がなされたということは、これは明らかな事実であるということの一つ指摘しておきたいと思います。

それから今後、本当に子どもたちの安全・安心な学校生活や通学が図られるような仕組みを考えていかなければならないということもこれも確かなことであると思います。中学校を新たに建設するということにつきましては多額な費用がかかることもありますけれども、議会の意見書による建設検討委員会の設置ということもありますので、今後は大規模改修工事のような小手先の手段を労することなく、安全な新校舎を建設するというための何とか検討を進めていただきたいというふうに思います。このたび議会に対しては下部の保育園、小中学校の子どもたちの保護者から町の中央に安全な場所に新中学校を建設する意見書を議決していただきたいという要望書が出されているほか、請願書のほうでもそういうふうな内容のものが出されております。建設検討委員会の中間報告などをお聞きする中では、建設をするというふうな方向で話が進められているのではないというふうな印象を持っておりますけれども、この点につきましてはしっかりと検討していただいて、委員会の機能を十分に果たしていただけるように考えていただきたいと思っておりますけれども、校舎建設について教育長はどのように現在お考えなのか、その点についてお聞きします。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

今お話にございましたように検討委員会で今、検討をさせていただいております。まだ結論は出ないわけですが、今まで数回の会議をもちましてそれぞれの委員さん、それぞれご意見が出ております。今、それらを集約して方向性というところまでは実は至ってはおりません。したがって今、議員さんがおっしゃったようなご意見もあろうかと思うんですけれども、委員の皆さんはそれぞれ熱心に検討していただいております。たまたまこの4月に統合が実現をして、その検証というか、統合がどうだったのかというようなことも検証する必要があるではないかという意見もありますし、いやいやそれも必要だけれども、なるべく早く建設をさらに一步進めるようなこともしたほうがいいのかといろいろな意見が錯綜しています。これらはまだ先ほど言いましたように集約されていません。また近々、会議を開きます。これらは今後、統合しまして2カ月が経過をしておりますし、それらの経過を見て検証等する中で今後の必要性、またいろんなご意見もありますので、それらを会長さんを中心にまた検討をされています。ですので教育委員会の立場として委嘱をお願いして、そちらで検討してもらっていますので、私見は挟みませんがそんなような状況でございます。

以上です。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

建設については、先ほどもちょっと申し上げましたように大変多額な費用がかかるということとは私たちもよく承知しているわけですが、そういうことにつきまして教育委員会として、あるいは教育長としてその建設検討委員会のほうになんか資料を提出したというか、そういうことはあるんでしょうか。

○議長（野島俊博君）

教育長。

○教育長（鈴木高吉君）

ちょっと確認しますが、例えば建てる場合にいくらとかというそういうことで今、質問があったんでしょうか。

○5番議員（芦澤健拓君）

はい。

○教育長（鈴木高吉君）

それはまだ出していません。今までこういう、例えばほかの町の例とか、そういうのは資料で出しましたが、例えば身延町の場合、新しく中学校を建設するに当たって土地とか、要するに校舎とか、あるいは付属施設がいくらかかるとかという、そういう具体的なものはまだ当然出せませんし、まだ論議の中には入っていません。それよりも、中央といってもどこが中央なんだとか、それも地図を資料として出して中央という仮定をした場合どのくらい、何キロくらいあるのかということから論議もしていますし、とにかく新しい学校が出たというのを、今は2カ月経つんですけれども、その段階でどう考えるかということがありますので、それ以上の域はまだ出ていません。

○議長（野島俊博君）

芦澤君。

○5番議員（芦澤健拓君）

建設にどのくらいの費用がかかるのかということを一きなり言われても戸惑うこともあるのかも分かりませんが、当然、今の中学校とほぼ同じ規模で考えていかなければいけないわけですね。というかむしろ、今後もし本当にまち・ひと・しごと創生の事業を進めていくのであればもうちょっと充実した、もうちょっと人数が多くても対応できるようなそういう学校を造っていかなければいけないと思いますので、そういうことも含めて今後検討をしていただきたいし、大体どのくらいの費用がかかるのかということが分かっていないと建設検討委員会も何も無いんじゃないかなという私はそういう感じがしますので、ぜひともその点についてご配慮いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（野島俊博君）

それでは芦澤健拓君の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

これもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

最後に相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 2時00分

平成 2 8 年

第 2 回身延町議会定例会

6 月 1 0 日

平成28年第2回身延町議会定例会(3日目)

平成28年6月10日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 請願第1号 請願書
- 日程第3 議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定について
- 日程第4 議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第6 議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第7 議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第71号 財産の取得について
- 日程第13 議案第72号 財産の取得について
- 日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

2.出席議員は次のとおりである。(14名)

| | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|----|
| 1番 | 赤池 | 朗 | 2番 | 田中 | 一泰 |
| 3番 | 広島 | 法明 | 4番 | 柿島 | 良行 |
| 5番 | 芦澤 | 健拓 | 6番 | 松浦 | 隆 |
| 7番 | 河井 | 淳 | 8番 | 福與 | 三郎 |
| 9番 | 草間 | 天 | 10番 | 川口 | 福三 |
| 11番 | 渡辺 | 文子 | 12番 | 伊藤 | 文雄 |
| 13番 | 深澤 | 勝 | 14番 | 野島 | 俊博 |

3.欠席議員は次のとおりである。

なし

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

| | | | |
|---------|------|---------|-------|
| 町長 | 望月仁司 | 副町長 | 望月幹也 |
| 教育長 | 鈴木高吉 | 総務課長 | 笠井祥一 |
| 会計管理者 | 竹ノ内強 | 政策室長 | 佐野文昭 |
| 財政課長 | 村野浩人 | 税務課長 | 佐野和紀 |
| 町民課長 | 熊谷司 | 福祉保健課長 | 穂坂桂吾 |
| 観光課長 | 柿島利巳 | 子育て支援課長 | 望月由香里 |
| 産業課長 | 遠藤基 | 建設課長 | 水上武正 |
| 土地対策課長 | 埜村公文 | 水道課長 | 望月真人 |
| 環境下水道課長 | 羽賀勝之 | 下部支所長 | 佐藤成人 |
| 身延支所長 | 佐野昌三 | 学校教育課長 | 笠井喜孝 |
| 生涯学習課長 | 高野博邦 | | |

5.職務のため議場に参加した者の職氏名(2人)

議会事務局長 佐野勇夫
録音係 大村隆

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（佐野勇夫君）

おはようございます。
相互にあいさつを交わし始めたいと思います。
ご起立をお願いします。
相互に礼。
（ あ い さ つ ）
ご着席ください。

○議長（野島俊博君）

本日は大変ご苦労さまです。
それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。
本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告。

議案の審議に先立ち、諸般の報告をします。
地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、7日の会議で一覧表として配布したとおりです。
以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 請願第1号 請願書を議題とします。

請願第1号は6月7日に教育厚生常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。
教育厚生常任委員長 田中一泰君、登壇してください。
田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。
田中委員長はその場でお待ちください。
次に委員長の報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。
松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

教育厚生の方でご審議いただいて、大変ご苦労さまです。
ただちょっと僕が、今、時期尚早で継続審査ということで報告を受けたわけですが、この請願の趣旨として義務教育の公平な実現のため、また甚大な被害を及ぼした熊本地震を教訓にいただき町の中央でというふうな形になっています。基本的にこの請願書の中身を見ますと、われわれが身延町議会として学校設置条例を可決するにあたっての条件的な形の中で町の中央に建設を推進する、そういう検討委員会を設置しましょうということでやった経緯がございます。そのことを踏まえてこの請願の文書が出されたわけですから、それ以外に何もこの趣旨に沿った以外のことは何も請願の中に書いてないわけですね。それが継続審査というの

は何をもって継続審査なのか。また例えば、継続審査することも1つの方法なんでしょうけれども、今、例えば基本的には建設推進検討委員会のほうに付託しているわけですから、そちらのほうで今、審議していると。その審議の内容がまだはっきりしない部分の中で議会のほうで動くのはいかがなものかという話もあったんでしょうね、きっと。だからそれはそれでそうなんです、しかしながらやはり議会としてはそういう条件というか、1つの形の中で設置条例も可決したという経緯もあるわけですね。その中で継続審査というのは、どうも請願の中身を見るとそんな難しいことを書いてあるわけではない、単純に本当に熊本地震を教訓にして何かあったときに大きな責任が出てくる可能性もある。そういうことも含めて、また親としても子どもの安全・安心をなんとか担保したいということもあっての請願だと思うんですね。それがなぜこの継続審査という形になるのかがちょっと納得いかないんで、その点について内容も含めて委員長のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

ただいま松浦さんが言われたとおりです。議会では建設検討委員会でもって今、検討をしてもらっているという状況の中で、まだその結論も、その進行の状況もまだあんまり進んでいないというような状況の中で今、建設をより促進してほしいというものを議会でまた出すということは、まだちょっと時期尚早であるという結論になりました。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

そうすると時期尚早、そういうことの中で時期尚早ということであれば議会としてのそれは立場を今、委員長がおっしゃったわけですが、それでしたら例えばこの時期尚早であっても、これは継続審査にするということであっても、例えば検討委員会に対して議会のほうで進行を早めていただくとか、そういう意見書なりなんなりを出すような形もできるんじゃないですか。いかがでしょうか。

○議長（野島俊博君）

田中委員長。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

たしかに今言ったように、議会としてそういうものを出したらどうかという意見もありました。ただ検討委員会に委ねている以上、そこを重ねて議会でもっと早くしろよというようなことはまだ早すぎるという結論です。

○議長（野島俊博君）

松浦君。

○6番議員（松浦隆君）

早すぎるという言葉がちょっと今、気になるんですが、というのは熊本地震もそうでした。九州で地震なんて起きないと皆さんそう思っていました。しかしながら起きました。それでも普通の地震とは違う、もう継続的に、普通の地震だったら1回大きいのがきてそれからだんだん収束に向かっていく。しかしながら大きいのが2回も、今まで経験したことのないような地震を今、体験なさっているわけです。継続しているわけですね。その中で本当に生活もま

まならないような形になっているわけです。それを受けて、やはりうちの今回の議会でも一般質問、4人のうち3人でしたが、そのことに触れていますよね。それだけやはり大きな関心を持っているわけですよ。そういうことがある可能性がある。なきにしもあらずということで皆さん心配なさって、一般質問でも本町の防災対策について一般質問の中で審議なされているわけですよね。そういうことを踏まえたら、やはり町としても地震がないということが言い切れるわけではないですから、例えば継続の中でもそれに向けた対策なり何なりを議会としてやるべきことではないんでしょうかね。それは行政もそうですけども、私たち議会も町民の安心・安全、それから町民の町に対する思いも受け止めて私たちも動かなければいけないというのが議会の役目ですから。そんな中でただ継続審査、時期尚早ではこれは町民の方々、またこの請願を出された方々が納得するのかどうか非常に疑問なんですけど、そのへんは委員長どういふふうに思っているんですか。

○議長（野島俊博君）

田中君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

たしかにそうなんですけども、今この検討していたことは、請願に対して検討したということで、今、松浦さんが言われたような危機管理については新たに議会の中で、例えばそういう問題を提起して決めていけばいいことだと思います。あくまでも建設を促進してもらいたいという意見ですので、それに対しては検討委員会でも今、検討しているという状況の中です。それを待つという結論になったと。それは大体の意見がそういうこと。そしてそれも踏まえて採決を採るところまでいかなかったということの中で、ではそれで継続審査にしましょうという話になりました。

○議長（野島俊博君）

ほかに質疑はありますか。

川口君。

○10番議員（川口福三君）

この請願について時期尚早という結論ですが、やはり請願内容からしましても、また議員という立場からしましても、やはりこの請願内容から私なりに理解しますとこれはあくまでも1中を早い時点で造ってほしいという願いであるわけです。また議会でも1中3小の条例案について可決されたわけですが、その時点においても教育厚生常任委員会の委員の中で早い時点で中央へ1中を造ることを条件にもって1中3小が可決された。やはり議員という立場、なんのための議員かと。やはり町民から出された意見、またはこうした提案について、町民の立場に立ってお互い議論し決定することが必要であろうと思うわけです。単なる時期尚早という形ですが、特にこの計画をもっては早い時点で議会で決定することによって、検討委員会でもそれなりに計画をもって行政側と合わせた中で予算の捻出とか、そういった先々のことも早い時点で計画を示す、いわゆる計画を示すことが議会の務めであろうと思うわけです。その点やはりこんな継続審査、時期尚早だなんていうようなことで延ばし延ばしにしたところでこの問題は解決しないと思うんですよ。ですからやはりお互いに議員という立場で、なんのための議員なのか、そういう原点にかえった中でこうした議論を交わして町民の立場に立って進めることがわれわれの務めであろうと思うわけです。ですからこの時期尚早という単なる結論においては私は理解ができません。

○議長（野島俊博君）

これは意見としてお伺いしてよろしいですか。

（はい。の声）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

他に質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で請願第1号の質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

請願第1号は請願書は委員会に付託され、本案件に対する委員長報告は継続審査となりました。

委員長の報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって請願第1号 請願書は教育厚生常任委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

日程第3 議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定について

日程第5 議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第71号 財産の取得について

日程第13 議案第72号 財産の取得について

を一括して議題とします。

以上の4議案は6月7日に総務産業建設常任委員会に付託しましたので、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 広島法明君、登壇してください。

広島委員長。

○総務産業建設常任委員長（広島法明君）

お手元に配布されました報告書に基づいて報告させていただきます。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（野島俊博君）

以上で総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

広島委員長はその場でお待ちください。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

広島委員長は自席にお戻りください。

日程第4 議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

を一括して議題とします。

以上の3議案については6月7日に教育厚生常任委員会に付託しましたので委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長 田中一泰君、登壇してください。

田中君。

○教育厚生常任委員長(田中一泰君)

(以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略)

○議長(野島俊博君)

以上で教育厚生常任委員長の報告が終わりました。

田中委員長はその場でお待ちください。

次に委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

田中委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い討論、採決を行います。

日程第3 議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号 身延町簡易郵便局設置条例の制定について採決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

る基準を定める条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号 身延町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び身延町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について採決します。

お諮りします。

議案第63号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に対して反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号 平成28年度身延町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。

議案第64号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号 平成28年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

議案第65号に対する委員長の報告は可決とするものであります。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
の討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号 平成28年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を
採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)の討論
を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

これから議案第67号 平成28年度身延町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決し
ます。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)の
討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許可します。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号 平成28年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)採決
します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員長の報告は可決とするものであります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号 平成28年度身延町農業集落排水事業等特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号 平成28年度身延町下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第71号 財産の取得についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号 財産の取得について採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第72号 財産の取得についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありますか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号 財産の取得について採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は可決とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて採決
します。

お諮りします。

原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては適任と意見
を付すことに決定しました。

日程第15 委員会の閉会中の継続調査について

総務産業建設常任委員長、教育厚生常任委員長、議会運営委員長、まちづくり検討特別委員
長、議会広報編集委員長から委員会において調査中の事件について会議規則第75条の規定に
よって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月町長。

○町長（望月仁司君）

皆さん大変ご苦労さまでございました。

平成28年身延町議会第2回定例会の閉会にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

本定例会は6月7日に開会をされ今日までの4日間、野島議長のもと私どもの提出いたしました13案件に対しまして真摯にご討議をいただき、ご議決・ご同意をいただく中で閉会を迎えることができました。議員の皆さんのご協力に敬意と御礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございます。

本議会でご議決いただきました平成28年度補正予算等の執行につきましては、職員ともども知恵を出し合って最善を尽くしてまいりますと同時に町民の皆さんから一点の疑義も持たれることのない行政運営を行ってまいりますつもりでございます。

議員の皆さまには今後もなお一層、厳しいご指導をいただけますようお願いを申し上げます。

今まさに季節の変わり目でございます。議員の皆さまには健康に十分ご留意をいただく中で住民福祉のため、ますますのご活躍をいただけますことをお願い申し上げ閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（野島俊博君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期4日間、議員各位には慎重に審議をいただき無事閉会を迎えることができましたことに深く感謝を申し上げます。

住民福祉の向上、町の活性化等、町の将来を考える気持ちは全町民が同じであると考えております。町および議会がそれぞれの役割の重要性を再認識し、町が抱える多くの課題を積極的に取り組み安心・安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。

町長をはじめ執行部の皆さまにはなお一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、平成28年第2回身延町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございます。

○議会事務局長（佐野勇夫君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時40分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長佐野勇夫が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上